



Title	言論統制下の文学テキスト：蘇軾の創作活動に即して
Author(s)	浅見, 洋二
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2017, 57, p. 55-111
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61370
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

言論統制下の文学テキスト——蘇軾の創作活動に即して

浅見洋二

はじめに

知識人・文人が、その言論・創作活動によって国家の統治権力と衝突し、弾圧を受けたケースは数知れない。前近代の中国において、かかる知識人の最も早い例として挙げるべきは孔子であろう。孔子という体制の中心に鎮座する存在であるかにイメージされがちであるが、当時にあつてはむしろ叛逆の徒、いわば反体制知識人であつた。まさしく孔子こそは、権力と言論の軋轢・衝突の核心部を生き抜いた知識人と言ふべきである。孔子以後も、多くの知識人・文人が国家の権力と衝突し弾圧された。北宋の蘇軾（一〇三六—一一〇一）もその一人である。

蘇軾が活動した北宋中後期は、王安石（一〇二一—一一八六）らが主導する新法改革が施行された時期に当たる。この改革に対して距離を置く蘇軾は、敵对党派の旧法党に属すと見なされていた。神宗の元豊二年（一〇七九）、蘇軾は御史台によって朝政誹謗の罪に問われ、逮捕投獄される（『烏台詩禍』）。その詩に新法に対する批判が含まれるとして告発されたのだ。御史台の獄に繋がれ数ヶ月に涉つて取り調べを受けた蘇軾は、最終的には自ら罪を認め死刑も覚悟するが、恩赦により黄州（湖北省黃岡）に貶謫され、その地で五年ほどを過ごすこととなる。このとき蘇軾に連座する形で、弟の蘇轍をはじめ多くの知友が貶謫された。元豊八年（一〇八五）、神宗が崩御し哲宗が即位、宣仁太后高氏が摂政となると、旧法党が復権を遂げ、蘇軾も朝廷に召還される。しかし、朝廷の党派闘争は混迷の度を深めてゆき、それに巻きこま

れた蘇軾は、その詩や策題・制勅が朝廷を誹謗したと見なされ、しばしば弾劾を受ける。元祐八年（二〇九三）、宣仁太后が崩御し哲宗が親政すると、新法党がふたたび実権を握り、政治の流れは変わる。翌紹聖元年、ついに蘇軾は朝政誹謗の科で惠州（広東省惠州）に貶謫、更に紹聖四年には儋州（海南島）に貶謫される。

自らの言論が国家権力と対立した際に、知識人たる者、如何にふるまうべきか——ともに言論弾圧を受けた孔子と蘇軾は、この問題について深い考察を加えた知識人もあった。筆者は先に「『避言』ということ——『論語』憲問から見た中国における言論と権力⁽¹⁾」において、特に孔子の発言を取りあげて論じた。これを踏まえて本稿では、蘇軾の創作活動に即しながら、北宋中後期における詩を中心とする文学テキストの制作・受容・流通および解釈のあり方について若干の検討を試みたい。

一 「避言」の系譜

前近代の中国において、知識人（士人・士大夫）の言論・創作活動は国家の統治権力との間にどのような関係を取り結ぶべきだと考えられていたのだろうか。もちろん、さまざまな考え方が行われていたのだが、なかでも最も核心的な位置を占めていたのは「諷諫」——統治の過誤を言論によって糾すこと、すなわち権力批判であったと言っているであろう。例えば、「毛詩大序」が「上以風化下、下以風刺上。主文而諷諫、言之者無罪、聞之者足以戒（上は以て下を風化し、下は以て上を風刺す。文を主として諷諫すれば、之を言う者は無罪、之を聞く者は以て戒むるに足る）」と述べて、詩の果たすべき最大の役割のひとつとして「風（諷）刺」「諷諫」を掲げているように。

北宋の范仲淹（九八九—一〇五二）が晏殊に奉った書簡「上資政晏侍郎書」⁽²⁾に見える次の一節もまた、かかる諷諫の伝統を引き継ぐものと言えよう。本書簡は、新進気鋭の官僚として秘閣校理をつとめていた范仲淹が仁宗に対する諷諫を行った際に、上官の晏殊からたしなめられたのに反論したものの。范仲淹は士大夫の理想像を体現するとも評されたが、その評に違わずここには忠直の念にあふれた理想主義的な言論観が表明されている。

夫天下之士有二党焉。其一曰、我発必危言、立必危行、王道正直、何用曲為。其二曰、我遜言易人、遜行易合、人生安樂、何用憂為。斯二党者、常交戦於天下、天下理乱、在二党勝負之間爾。儻危言危行、獲罪於時、其徒皆結舌而去、則人主蔽其聰、大臣喪其助。

而遜言遜行之党、不戦而勝、將浸盛於中外、豈国家之福、大臣之心乎。人皆謂危言危行、非遠害全身之謀、此未思之甚矣。使搢紳之人皆危其言行、則致君於無過、致民於無怨、政教不墜、禍患不起、太平之下、浩然無憂、此遠害全身之大也。使搢紳之人皆遜其言行、則致君於過、致民於怨、政教日墜、禍患日起、大乱之下、惘然何逃。當此之時、縱能遜言遜行、豈遠害全身之得乎。

天下の士人は二派に分かれます。ひとつの派は次のように主張します。発する言葉は必ずや「危言」、立てる行いは必ずや「危行」たるべきだ。王道が正しくまっすぐであれば、言動を穩当・婉曲にする必要はない、と。もう一方の派は主張します。受け入れられやすい「遜言」、賛同を得やすい「遜行」を選ぶべきだ。人生は安樂こそが大事、わざわざ憂いを招く必要はない、と。両派はつねに争っており、天下が治まるか乱れるかは、その勝ち負けにかかっています。もし「危言」「危行」の一派が罪を得て、その成員がすべて口を噤み政治の場を去ることになれば、君主は聡明さを失い、大臣も君主を補佐できなくなります。そうなれば、「遜言」「遜行」の一派が戦わずして勝ち、朝廷の内外に優位を占めてゆくでしょう。果たしてそれは国家にとって幸いであり、大臣たる者の望むところでしょうか。人々は「危言」「危行」は害を遠ざけ身を全うする術たりえないと考えているようですが、思慮不足も甚だしい限りです。士人がみな「危言」「危行」を実践すれば、君主は過ちを犯すことなく、政治の教化は衰えず、災厄は生じず、太平の世に憂いなくゆつたりと過ごせます。これこそ害を遠ざけ身を全うすることの最たるものではないでしょうか。士人がみな「遜言」「遜行」を実践すれば、君主は過ちを犯し、人民は怨みを抱き、政治の教化は日に日に衰え、災厄が生じ、大乱の世にあって、逃れようもない恐怖に怯えつづけなければなりません。かかる時に、いくら「遜言」「遜行」を実践したところで、どうして害を遠ざけ身を全うすることができましようか。

ここで范仲淹は、士大夫の言論と行動にはふたつの類型があることを説いている。ひとつは「危言」「危行」すなわち先鋭なる言動、もうひとつは「遜言」「遜行」すなわち穩当なる言動。ここでは「行」については措き「言」に限定して見てみよう。前者の「危言」は、為政者の徳の正しさを信じ、為政者に善からぬ点があれば率直にそれを批判し、矯正しようとする言論。「諷諫」を指すと見なしてもいい。当然ながら為政者の不興を買いやすく、しばしば弾圧の対象となる危険な行為である。後者の「遜言」は、為政者を批判するのではなく、為政者の賛同を得やすい穩当な表現を選び、またそれによって弾圧を避け、我が身の保全を図ろうとする言論。このふたつのうち、范仲淹はあくまでも前者を支持する立場に立とうとする。前者こそが国家にとって、そして士大夫ひとりひとりにとって最大の利益につなが

と考えているのである。正論と言うべきであろう。

ここで范仲淹は「危」と「遜」の二項対立の図式によって議論を組み立てているが、この図式は『論語』に淵源するものである。例えば、『論語』⁽³⁾ 憲問には国家の統治権力と知識人の思想・言論との関係を論じた次のような一章がある。

邦有道、危言危行。邦無道、危行言孫。

邦に道有れば言を危くし行を危くす。邦に道無ければ行を危くし言は孫う。

旧注によれば「危」は「厲」、「孫」は「順」。「孫」は「遜」に通ずる。「道」＝道義・徳を有する国にあつては「言」＝発言も「行」＝行動も厳しくあつていい。だが、「道」無き国にあつては「行」は厳しくてもいいが「言」は穏やかでなければならぬと説く。ここでも「行」については措き「言」に限つて述べるならば、次のようになるだろう。国に善政が行われているときには言論はストレートであつていい、つまり直接的な批判を行つてもいい。だが、逆に悪政下にあつては言論を穏当なものにし、批判も控えるべきであると。「危言」とは「直言」であり、「言孫(遜)」とはその対極に位置する「曲言」すなわち注意深く修辭を凝らした婉曲な表現をも含むと考えていいだろう。

『論語』 憲問の議論を范仲淹のそれと比較すると、いくつか異なる点が見られる。まず、孔子は自らの仕える国が「道」を有するか否かを問題としているが、范仲淹はそれを問題にしていない。そもそも范仲淹の議論において「道」無き国は想定の外に置かれている。そのうえで范仲淹が問題とするのは、もっぱら知識人の言論のあり方である。范仲淹は、知識人の言論は「遜」ではなく「危」であるべきだと説いている。「危言」こそが善であり、「遜言」は悪と見なされていると言つてもいいだろう。それに対して孔子は、国家のあり方によつて「危言」と「遜言」を使い分けるべきであると説いている。つまり「危」と「遜」はそれ自体に優劣や善悪の差があるわけではなく、選択肢として同列にあるものと捉えられているのである。

国家のあり方によつて「危言」と「遜言」を使い分けるとは一種の日和見主義^{オボチユニズム}、体制内に自分の居場所を確保するための保身術を説く言葉であるかに見えるが、そのように解するのは適切ではない。おそらく孔子の関心は体制内に自分の居場所、言い換えれば発言権を確保できるか否かにはない。そもそも「道」無き国に居場所を確保しても仕方ないのだ。要するに孔子が言いたいのは、「道」を有する国のためには命がけで自らの言論を捧げるが、「道」を有さぬ国のためにはそうする必要はないということだろう。つまり孔子は、自らの

言論を立脚点として、それを捧げるに値する国家であるか否か、批判に値する国家であるか否かを測ろうとしているのである。

孔子の議論において注目されるのは、「危言」と並ぶ言論のあり方として「遜言」が積極的の位置づけられていることである。「諷諫」の伝統とそれにそなわる理想主義の陰に隠れて忘れられがちであるが、こうして「遜言」がありうべき言論のオルターナティブとして掲げられていたことは重要な意味を持つと考えられる。かかる「遜言」との関連において更に注目されるのが、同じく「論語」憲問に見える次の一章である。これは「道」無き国において、知識人たる者、如何にふるまうべきかを説いたものであるが、広く国家との軋轢に遭遇した際の知識人の言動を論じたものと解していいだろう。

賢者辟世、其次辟地、其次辟色、其次辟言。

賢者は世を辟け、其の次は地を辟け、其の次は色を辟け、其の次は世を辟く。

「辟」は「避」に通じる。関わり合いを避け、遠ざかることを言う。本章は、ひとことでは「世」「地」「色」「言」という四つの側面から、「賢者」＝有徳の知識人と国家・社会との関係性の遮断について説いたもの。「其次」という語が繰り返される一種の漸層法が採られているが、遮断のレベルを高から低へと段階を逐つて述べたと解せる。最高の賢者、第二等の賢者、第三等の賢者というふうに人物の優劣を言うとする説もあるが採らない。賢者が乱れた国に対処する仕方を段階別に分けて述べたと解したい。

最初の「避（辟）世」（以下「避」を用いる）は、世間との交流を絶つこと。「世」とは、その時代の人間社会全体の意だろう。その意味では、世捨て人＝隠者となること、すなわちいわゆる「隠逸」について述べたものと解していい。次の「避地」は、乱れた国の土地を避ける、すなわち別の国に移り住むことと解せる。いわゆる「亡命」もここに含まれよう。以上の二つに関しては解釈が分かれる余地はほとんどない。歴代の解釈もほぼ一致している。問題となるのは「避色」「避言」の意味するところである。これについて歴代の解釈は少なからぬ揺らぎを見せているが、拙論「『避言』ということ」を踏まえて述べるならば次のようになる。

「避色」は、知識人が自分以外の他者の「色」すなわち姿やふるまいを避けること。言い換えれば、他者とのつきあいを絶つこと、人と交わらないことと解せる。ただ、付け加えて言えば、他者の「色」を避けることは、自分自身の「色」を他者の目から遠ざけ隠すことでもある。つまり、結果として「避色」とは、人目を避け、目立たぬようにふるまうことにもなるであろう。他者を自己から遠ざけるとは、他者から自己を遠ざけることでもあるのだ。

一方の「避言」は、他者の「言」を避けることであるが、これについてもまた「避色」と同様のことが言える。他者の言葉を自己から遠ざけるとは、自己の言葉を他者から遠ざけることでもある。つまり、ここでは「言」が他者の言葉であるか、自己の言葉であるかはあまり重要な違いとはならない。そもそも「言」に自他の区別はない。「言」はつねに、他者の言葉であると同時に自己の言葉でもあるのだ。要するに、「避言」とは言語行為・言論活動そのものを選択することであり、知識人が他者との言葉のやりとりを絶ち、表立っての言論活動を停止することを言うと解せる。換言すれば、一種の「言論の自主規制・自己統制」である。ただし念のために付け加えるならば、「避言」とは「言」に対する不信でもなければ否定でもない。ここではむしろ「言」は厚く信頼され肯定されている。自らの「言」を信じ、それを守るためにこそ「言」を避けるのである。換言すれば「避言」は、言論の公表を最終的な目的として行われる営みである。条件さえ整えば、いつでも言論を公表する用意はあったと考えるべきであろう。

知識人とは言論の徒、すなわち「言」に身を献げる者である。したがって、権力との軋轢・衝突に遭遇した際に知識人が採るべき方法として『論語』憲問が挙げる「避世」「避地」「避色」「避言」のうち、最も重要な意味を持つのは何と言っても「避言」、すなわち自己の「言」を守るために「言」を停止・遮断することであろう。これに類似した言い方には、他にもさまざまなものがある。「慎言」「謹言」「閉口」「噤口」「絶口」「箝口」「慎口」「咋舌」「結舌」など（「結舌」は前掲范仲淹の書簡にも用いられる）。いずれも、言語的コミュニケーションを遮断すること、言論活動を停止すること、もしくは婉曲で穏やかな表現方法を採用することを意味する語である。『論語』憲問の別の章や范仲淹の言葉に見える「言孫（遜）」「遜言」をここに加えてもいいだろう。

「避言」すなわち言論の自主規制・自己統制は、中国前近代知識人の言動のあり方において一つの伝統的な規範^{モデル}となり、以後も広く受け継がれてゆく。本稿に取りあげる北宋の蘇軾のケースは、それを実践した典型例と言える。

二 蘇軾と「避言」

孔子は権力との軋轢のなかを生きた不遇の知識人である。したがって「言」を避け、「色」を避けることもあっただろう。だが、結果としてそれにはとどまらず、ついには「地」を避けた。つまり国を去った。すなわち「亡命」。孔子こそは中国にあって最初の亡命知識

人であった。孔子以後、中国の歴史には多くの亡命者が登場するが、しかし秦・漢の帝国成立以後、知識人・文人の亡命者はさほど多くはない。春秋・戦国時代のように諸侯国に分かれていた時代とは異なつて、中国全土が皇帝権力の統治する均質な空間となり、逃れの地が失われたためであろう。亡命が不可能になるのに伴つて目立つようになるのが「詩禍」「口舌之禍」「文字獄」、すなわち言論によつて禍を招くケース、言論の罪に問われて左遷・貶謫されるケースである。なかでも最も注目されるのは、北宋の蘇軾が巻き込まれた、いわゆる「烏台詩禍」をはじめとする詩禍事案であろう。⁽⁴⁾

中国には古くから「諷諫」すなわち詩による権力批判の伝統がある。先に挙げた「毛詩大序」に「上は以て下を風化し、下は以て上を風刺す。文を主として諷諫すれば、之を言う者は無罪、之を聞く者は以て戒むるに足る」とあつたように、詩による権力批判が容認、というよりはむしろ奨励されていた。いわば「言論無罪」「諷諫無罪」である。もちろん、これを近代的な「思想・言論の自由」と同一視することはできないが、このような理念が掲げられていたことは中国の士人社会の優れた点として高く評価できる。この理念は宋代にも確実に受け継がれており、宋の太祖趙匡胤が石に刻させた遺訓（太祖誓碑）のなかには「不得殺士大夫及上書言事人（士大夫及び書を上りて事を言う人を殺すを得ず）」⁽⁵⁾という一条があつたと伝えられる。この刻石についてはその実在を疑問視する意見もあるが、真偽はともかく宋王朝にあつてもまた知識人の言論を尊重しようとする伝統的な理念は高く掲げられていたと考えていいだろう。前章に見た范仲淹の議論も、その理念のうえに立つものであつた。だが、理念は時に現実によつて裏切られるのも人の世の常である。忠義に発する「諷諫」も、時として敵対する勢力によつて不敬なる「誹謗」だと見なされ、弾劾・告発された。

蘇軾の詩禍に際しても、彼を擁護する人士は伝統的な理念のうえに立つて、詩による「諷諫」は「無罪」であり、蘇軾を放免すべきであると説いた。例えば、張方平（一〇〇七—一〇九二）は烏台詩禍に際して蘇軾を弁護する文章「論蘇内翰」⁽⁶⁾を書いているが、そこでは「毛詩大序」の「之を言う者は無罪、之を聞く者は以て戒むるに足る」を引いて論の根拠とする。蘇軾の詩は「諷諫」の伝統を正しく継承するものであるがゆえに罪を免ぜられるべきだと主張したのだ。この文章は、実際には朝廷に提出されることはなかつたようだが、仮に提出されたとしても実効性を持つことはなかつたであろう。結局のところ「諷諫」の理念が現実の政治闘争の流れを変える力を持つことはなかつたと推測される。烏台詩禍に際して「言論（諷諫）無罪」の伝統は、実質的には効力を失い形骸化していたと考えていいだろう。当時、知識人の言論活動は朝廷の権力によつて厳しく統制され、自由を失っていたのである。

かかる言論環境の下にあって、文人たちはどのように身を処していたのだろうか。このように問うときに、やはり重要な鍵となるのは「論語」憲問篇が説く「避言」あるいは「言孫（遜）」であろう。すなわち、言語的コミュニケーションを停止・遮断し、表立っての言論活動を停止すること、もしくは婉曲で穏やかな表現方法を探ること。いわば言論の自主規制・自己統制である。この「避言」の伝統が、蘇軾の創作活動においてどのように継承されていたのか、以下、三つの時期に分けて見ていきたい。

(一) 烏台詩禍前夜（熙寧年間）

まずは烏台詩禍に先立つ時期、神宗の支持のもと王安石が新法の諸政策を実施した熙寧年間について見てみよう。

御史台から告発される前の時期にあって、蘇軾は「諷諫」の理念を純粹素朴に信じ、新法に対する批判的な言辞を弄していたのだろうか。結論から述べるならば、決してそのようなことはなかった。烏台詩禍に先立つ熙寧年間、新法が施行された時期に書かれた蘇軾の詩を見ると、自らの発言に極めて慎重になっていた蘇軾の姿が浮かびあがってくる。当時、すでに新旧の党派闘争は顕在化しており、旧法党に属する者は誰しも自身の言論活動に注意せざるを得なくなっていたのだろう。実際、朝廷の実権を握る新法党側は、新法に対する批判的な言論を台諫（諫官・御史）の手で徹底的に取り締まる方針を採っていた。『統資治通鑑長編』熙寧三年四月壬午條に見える王安石の語に「許風聞言事者、不問其言所從來、又不責言之必実。若他人言不実、即得誣告及上書詐不実之罪、諫官・御史則雖失実亦不加罪、此是許風聞言事」⁽⁸⁾（諫官・御史の「風聞に基づく告発・弾劾を許可するとは、風聞の基つくところを問わず、またそれが事実であるのを必ずしも求めないということだ。諫官・御史以外の者が事実に基づかぬことを言えば、それは誣告や虚偽の罪に問われるが、諫官・御史については事実に基づいていなくても罪には問われない。これが風聞に基づく告発・弾劾を許可するということの意味だ」とあるように、「誣告」や「詐不実」さえ辞さないほどになりふりかまわぬ苛烈なものであったことが窺われる。こうした言論弾圧の方針は一般の官僚たちにも広く伝わっていたことだろう。『宋史』陳升之伝に「時俗好臧去交親尺牘、有訟、則輒相告言、有司據以推詰。升之謂『此告訐之習也、請禁止之』」⁽⁹⁾（人々は親しい友との間に交わした書簡を好んで保管していた。いったん訴訟が起されると、それを証拠として提出して相手を告発し、当局者はそれに基づいて追求した。升之は言った。「これは悪しき暴露の習わしである。どうか禁止していただきたい」とあるように、知友同士で交わした書簡などを用いての「告訐」すなわち暴露による批判の風習すら生み出されていたのである。

このような状況のもと、蘇軾とその周辺の文人たちの間には発言に気をつけよという意識が広く共有されており、実際、その種の忠告

を述べる言葉が数多く交わされていた。以下、おおむね時系列に沿う形で、その種の言葉を挙げて見ていこう。まず初めに取りあげてみたいのは、友人劉放とのやり取りのなかで発せられた蘇軾の言葉である。熙寧三年（一〇七〇）、劉放は新法を批判したことにより、泰州（江蘇省泰州）の通判に左遷される。蘇軾「送劉放倅海陵」⁽¹⁰⁾は、劉放の旅立ちを見送って次のように述べる。

君不見阮嗣宗 君見ずや 阮嗣宗

臧否不挂口 臧否 口に挂けず

莫誇舌在牙齒牢 誇る莫かれ 舌在り牙齒牢なりと

是中惟可飲醇酒 是の中 惟だ醇酒を飲むべし

讀書不用多 書を読むに多きを用いず

作詩不須工 詩を作るに工なるを須いず

海辺無事日日醉 海辺 事無ければ日日酔い

夢魂不到蓬萊宮 夢魂 蓬萊の宮に到らざらん

秋風昨夜入庭樹 秋風 昨夜 庭樹に入る

蓴菜未老君先去 蓴菜 未だ老いざるに君先ず去る

君先去 君 先ず去りて

幾時回 幾時か回らん

劉郎心白髮 劉郎 心に白髮なるべし

桃花開不開 桃花 開くや開かざるや

詩の後半部には、自分より先に都を去ってゆく劉放に寄せる送別の情を述べる。末尾の二句は、劉放と同じ劉姓の唐・劉禹錫になぞらえている。劉禹錫は「永貞革新」に参加するも失脚し、朗州（湖南省常德）の司馬に左遷される。後に都に召還された劉禹錫は、玄都觀の桃について「玄都觀裏桃千樹、尽是劉郎去後栽（玄都觀裏 桃は千樹、尽く是れ劉郎の去りし後に栽う）」と詠じて、久しぶりに都へと復歸したことに伴う感慨を述べた。ここでは朝廷を逐われた劉禹錫に、同じ境遇にある劉放をなぞらえたのである。

後半部もさることながら、本詩で注目されるのは前半部の言葉、特に「口」や「舌」をめぐって述べる言葉である。「口」や「舌」の働きには、飲食だけでなく言論活動も含まれるが、当面は言論の方は抑えて飲食に限るべきだと蘇軾は言う。かつて阮籍は決して他人への批判は口にしなかったという⁽¹¹⁾。蘇軾は劉放に対して、その阮籍の流儀に倣って発言には気をつけた方がいい、と忠告するのである。余計な発言は控えるべきだとする「避言」の意識が明確にあらわれているよう。

翌る熙寧四年（一〇七二）、蘇軾自身も朝廷を離れて杭州の通判へと転出する。杭州通判在任中の熙寧六年（一〇七三）、友人の錢顛から建溪の茶を贈られたのに唱和する「和錢安道寄惠建茶」⁽¹²⁾の末尾には次のような詩句がある。なお、このとき錢顛は王安石の政策を批判したために秀州（浙江省嘉興）に左遷されていた。

収蔵愛惜待佳客 収蔵 愛惜して佳客を待つ

不敢包裹鑽權倖 敢えて包裹して權倖に鑽らず

此詩有味君勿伝 此の詩 味有り 君伝うる勿かれ

空使時人怒生癭 空しく時人をして怒りて癭を生ぜしめん

「味有り」とは、茶に味わいが有ることに掛けて言う。「この詩は、人によっては言外の意を読み取って首筋に瘤を生ずるほどに怒ることもあるだろうから、決して他人には見せてはいけない」と言うのである。「送劉放倅海陵君」詩に言及される劉禹錫を例に挙げて言えば、玄都觀の桃を詠じた彼の詩は、朝廷の実権を握る反対派に対する憤懣を込めた、いわば「味」のある作と見なされて批判され、その結果、ふたたび貶謫されたと伝えられる。自らの詩が他人、特に反対派に読まれたときに、自分と錢顛の身に劉禹錫が遭遇したのと同様の危険が及ぶかもしれない——本詩には、このような蘇軾の怖れが表現されているよう。

杭州通判の任を終えた蘇軾は、密州（山東省諸城）の知事に転ずる。熙寧九年（一〇七六）、密州での作「七月五日二首」⁽¹³⁾其一の冒頭には次のような詩句が見える。

避謗詩尋医 謗を避け 詩は医を尋ね

畏病酒入務 病を畏れ 酒は務に入る

蕭條北窓下 蕭條たり 北窓の下

長日誰与度 長日 誰と与にか度らんわた

同僚の趙成伯との間に交わされた詩の一節。地方官としてひっそりと暮らす生活をうたう。冒頭の二句は、誹謗中傷を避けるため詩を書かず、病を心配して酒をやめていることを述べる。「尋医」は医者にかかる。公務を休むときの言い方。「入務」は公務に入る。いずれも当時の役人言葉を用いて詩や酒を擬人化し「詩は病気で療養中、酒は仕事で取り込み中」と言う。それによってユーモラスでくだけた雰囲気を醸し出す。ここで特に注目されるのは第一句。この句について、本詩を収める施元之等『注東坡先生詩（施注蘇詩）』巻一一は『新唐書』巻一五七（旧唐書 巻三九）陸贄伝に「避謗不著書 謗を避け書を著さず」とあるのを引く。忠州（重慶市忠县）に左遷された陸贄は「避謗」のために人との交わりをすべて絶ち、著述活動も取りやめたという。「避謗」と「不著書」すなわち言論活動の停止とが結びつけられている。その陸贄と同じく、ここでの蘇軾もまた誹謗を避けるため、詩を書くのを止めていると述べている。ただし、あくまでもこれは表立っての作詩をやめると言うのであって、一切の作詩活動を停止したわけではない。親しい友たちとの間で詩をやりとりすることは以後も引き続き行われてゆく。

密州知事の任期を終えると、蘇軾は河中府（山西省永濟県）の知事に転ずることとなる。熙寧九年（一〇七六）、転任の途中に都汴京（開封）に立ち寄ろうとした蘇軾は、劉攽の詩に和した「劉貢父見余歌詞教首、以詩見戲、聊次其韻」⁽¹⁴⁾に次のように述べる。なお、このとき蘇軾は都に入ることは許されなかった。政治的にかなり危うい立場になりつつあったのだろう。間もなく河中府への転任も取り消され、徐州の知事を命じられることとなる。

十載飄然未可期 十載 飄然として未だ期すべからず

那堪重作看花詩 那ぞ堪えん 重ねて花を見る詩を作るに

門前惡語誰伝去 門前の惡語 誰か伝え去る

醉後狂歌自不知 醉後の狂歌 自ら知らず

刺舌君今猶未戒 舌を刺すこと 君は今 猶お未だ戒めず

灸眉吾亦更何辞 眉を灸くこと 吾も亦た更に何をか辞せん

相従痛飲無餘事 相い従いて痛飲すれば餘事無し

正是春容最好時 正に是れ春容 最も好き時

首聯の上句は、朝廷を離れて地方官を歴任し続けていることを言う。下句に「看花詩」とあるのは、玄都観の桃を詠じた劉禹錫の故事を踏まえる。劉禹錫は、左遷先から都に帰った感慨を玄都観の桃の詩に詠じ、それが朝廷に対する憤懣を述べたと批判されて再び貶謫されたと伝えられる。ここで蘇軾は、自分は劉禹錫のように都には帰れず、したがって玄都観の桃を詠ずる詩を書くことはできない、と言っている。先に挙げた「送劉放倅海陵君」詩では劉放を劉禹錫になぞらえていたが、ここでは自分自身を劉禹錫になぞらえている。それによつて、我が身に危険が迫っていることを示唆するのもかもしれない。頷聯には、そのような立場にある自分の詩が、知らないうちに劉放(このときは曹州(山東省荷澤)の知事をつとめていた)のもとに伝わったことを述べる。その蘇軾の詩に、劉放が唱和して詩を作り、蘇軾に送ってきた。それに更に唱和したのが本詩である。

本詩で最も注目されるのは頷聯の言葉である。「刺舌」一句は、隋の賀若弼の故事を踏まえる。賀若弼の父賀若敦は舌禍により処刑されるに臨んで、賀若弼を呼び寄せると錐で弼の舌を刺し、「慎口」すなわち発言には気をつけるように戒めたという(隋書 卷五二賀若弼伝)。先に挙げた劉放を見送った詩で蘇軾は、発言にはくれぐれも気をつけるようにと忠告していた。ここでは、劉放がその忠告を守ろうとしないと責めているのである。劉放が詩を作つて送つてきたことを指して言ったものであろう。「灸眉」一句は、晋の郭舒の故事に基づく。郭舒は、上司の王澄を面と向かつて批判したことによつて怒りを買う。そのため、郭舒は王澄に眉を焼かれることになったが、跪いてそれを受け入れ、じつと耐えたという(晋書 卷四三・郭舒伝)。ここでは、自分も直言によつて反対派の怒りを買う、懲らしめられるかも知れないが、それを怖れたりはいしない、と言うのである。その後が続く尾聯には、春の景色を愛でながら酒を楽しもうと述べて、蘇軾らしい磊落な言葉で詩を結んでいるが、やはり当時の緊迫した政治状況を反映した詩として読むべきだろう。頷聯の二句からは、そのような状況下にあつて蘇軾は詩による発言に十分に注意していたことが窺える(15)。

このほか、熙寧十年(一〇七七)の作「司馬君実独樂園」(16)には

撫掌笑先生 掌を撫ちて先生を笑う

年来效暗啞 年来 暗啞を效う

とある。新法党が実権を握る朝廷を逃れ出て、洛陽の「独樂園」で『資治通鑑』の著述に勤しむ旧法党の領袖司馬光に向けて書き送った作。

「天は先生が唾者のふりをして見ているのを見て、手を叩いて大笑いしていることだろう。」と言う。新法党が幅を利かせる世にあって、司馬光が「暗啞」を装っていたことを述べるが、これは蘇軾自身が心がけていたことでもあっただろう。また、同じく熙寧十年の作「答孔周翰求書与詩」⁽¹⁷⁾には

身閑曷不長閉口 身閑にして曷ぞ長に口を閉じざる

天寒正好深藏手 天寒くして正に深く手を藏するに好し

吟詩写字有底忙 詩を吟じ字を写すは底の忙しきか有る

未脱多生宿塵垢 未だ多生 塵垢の宿するを脱せず

元豊元年（一〇七八）の作「送孔郎中赴陝郊」⁽¹⁸⁾には

訟庭生草数開尊 訟庭 草を生ずれば数ば尊を開き

過客如雲牢閉口 過客 雲の如ければ牢く口を閉じよ

とあって「閉口」について述べている。ともに孔宗翰（字周翰）との間で交わされた作。前者は、本来ならば黙っているべきなのに、作詩をやめることができないのは宿痾を脱せられないからだと自分を責める。後者は孔宗翰が陝州（河南省三门峡）に旅立つのを見送って、訪問客が多く訪ねてくるだろうが、批判を招くようなことは口にしてはいけない、と忠告している。これまでに見えてきたのと同様の意識が現われた言葉と言えよう。ちなみに、後者の詩を収める（旧題）王十朋『集注分類東坡先生詩』卷二一（新王本卷二五）に引く孫倬の注は、唐・韓愈「与華州李尚書書」⁽¹⁹⁾が左遷された李絳に向けて「接過客俗子、絶口不挂時事、務為崇深、以拒止嫉妬之口（過客俗子と接するに、口を絶ちて時事を挂けず、務めて崇深を為し、以て嫉妬の口を拒止せよ）」と述べるのを挙げる。この種の忠告は、古くから官僚文人たちの間で言い交わされてきたのであろう。

以上、熙寧年間、新法施行期に発せられた蘇軾の言葉を見てきた。彼が発言に気をつけようと心がけ、それを友人たちにも呼びかけていたことが分かる。当時、こうした考え方は蘇軾だけに限られず、彼の友人たちにも広く共有されていたと思われる。右に挙げた詩に詠じられる司馬光の処世のあり方にもそれは見て取れよう。以下、その種の考え方が現われた蘇軾の友人たちの言葉、特に友人たちが蘇軾に対して述べた言葉を挙げてみよう。例えば、熙寧年間の初め、畢仲游（一〇四七—一一二二）「上蘇子瞻學士書」⁽²⁰⁾は次のように述べている。

孟軻不得已而後辯、孔子或欲無言、則是名益美者言益難、徳愈盛者言愈約、非徒辭喜而避怨也。……願足下直惜其言爾。夫言語之累、不特出口者為言。形于詩歌者亦言、賛于賦頌者亦言、託于碑銘者亦言、著于序記者亦言。足下讀書字札、凡朝廷論議、賓客應對、必思其當而後發、則豈至以口得罪于人哉。而又何所惜耶。所可惜者、足下知畏于口、而未畏于文。夫人文字雖無有是非之辭、而亦有不免是非者。是其所是、則見是者喜、非其所非、則蒙非者怨。喜者未能濟君之謀、而怨者或已敗君之事。

孟子はやむを得ぬときにはじめて口を開き、孔子も無言につとめました。名声があがればあがるほど発言はむずかしくなり、徳が高ければ高いほど発言は少なくなるものなのです。ただ単に（我が身を全うするため）人から喜ばれるのを避け、怨まれるのを逃れようとしたわけではないのです。……どうか貴殿も言葉を惜しんでください。言葉が災いを招くのは、口に出した言葉に限りません。詩歌に発せられる言葉も、賦頌に述べられる言葉も、碑銘に刻まれる言葉も、序記に記される言葉も、みな災いを招くものなのです。貴殿は、書を読み礼を学ばれた方です。朝廷にて論議し、賓客に應對するに際して、真にふさわしく必要なときにのみ言葉を発するようになれば、言葉によつて他人に憎まれるようなことにはならないでしょう。では、そのうえ更に何が懸念されるのでしょうか。懸念されるのは、貴殿が言葉を口にするには慎重であるのに、文字にして著わすのには慎重ではないことです。およそ人の書き記した文字は、たとえ是非を説くものではなくても、是非を説くと見なされてしまうのを免れないのです。是を是と言えば是とされた者は喜び、非を非とすれば非とされた者は怨むでしょう。喜びは君主を助ける功業たり得ませんし、怨みは君主を損なう障礙となることもあります。

日頃の口頭での発言だけでなく、「詩歌」「賦頌」「碑銘」「序記」など、ありとあらゆる著述行為に際して細心の注意を払うべきだと、懇切丁寧に戒めている。蘇軾が友人たちに向けて発したのと同様の忠告が、ここでは畢仲游から蘇軾に向けて発せられている。

この他に文同（一〇一八―七九）もまた、蘇軾に対して同様の忠告を発していたようだ。葉夢得『石林詩話』巻中には次のようにある。

文同、字与可、蜀人、与蘇子瞻為中表兄弟、相厚。……時子瞻数上書論天下事、退而与賓客言、亦多以時事為譏諷、同極以為不然、每苦口力戒之、子瞻不能聴也。出為杭州通判、同送行詩有「北客若来休問事、西湖雖好莫吟詩」之句。及黃州之謫、正坐杭州詩語、人以為知言。⁽²¹⁾

文同、字は与可、蜀の人である。蘇軾の従兄弟に当たり、仲睦まじい間柄であった。……当時（熙寧年間の初め）、蘇軾（字子瞻）はし

ばしば文書を奉って天下を論じた。朝廷から退いた後も客人たちと議論を交わし、政治の現状について誹り貶そしすことが多かった。文同はそれには全く賛同せず、いつも苦言を呈して懇切に戒めたが、蘇軾は聞き入れなかった。杭州の通判として朝廷を去るとき、文同は送別の詩を作った。そのなかには「北客 若し来たらば事を問うを休めよ、西湖 好しと雖も詩を吟ずる莫かれ」という句があった。後に蘇軾は黄州に貶謫されるが、それはまさしく杭州通判時代の詩によって招いたものであった。人々は文同の詩には先見の明があるとした。

熙寧四年、杭州通判に転出する蘇軾に向けて、文同が「都からの客人に朝廷のことを問うな、いくら西湖が綺麗でも詩を作るな」と戒めたという話である。ここに引かれる文同の詩句は、彼の文集『丹淵集』には見えない。『丹淵集』（四部叢刊）本 卷末に附す南宋の家誠之の跋は、右の『石林詩話』を引いたうえで、「党禍」の及ぶのを避けるために文集から除外された可能性を示唆する。

以上に見てきたように、新法施行期にあつて、蘇軾とその友人たちは詩をはじめとする言論・創作活動に関して誹謗中傷を招かぬように常に警戒していた。前章に挙げた范仲淹の説く理想主義からは遠く隔たった、言論に対して臆病なまでに慎重な士大夫の姿が浮かびあがってこよう。しかし、これほど周到に警戒していたにも関わらず、結果として蘇軾は朝廷を批判した罪で御史台に告発される。すなわち烏台詩禍。告発の際に、犯罪の証拠として取りあげられたのは、主として詩であった。それらの詩には、これまで本節に挙げた作品も少なからず含まれている。すなわち「送劉放倅海陵君」「和錢安道寄惠建茶」「劉貢父見余歌詞數首以詩見戲、聊次其韻」「司馬君実独樂園」の四首（七月五日二首）「送孔郎中赴陝郊」は告発対象とならなかった。これらについて蘇軾は、本詩禍事案の記録である朋九万編『烏台詩案』（因海本）に収める供状のなかで「譏諷朝廷」の意図があることを認めている。発言には気をつけようと述べる詩が告発の材料とされたのだから、極めて皮肉な結果であったと言わねばならない。

(二) 黄州貶謫期（元豊年間）

元豊二年（一〇七九）末、蘇軾は御史台の獄より釈放される。釈放直後の作「十二月二十八日、蒙恩責授檢校水部員外郎黄州团練副使、復用前韻二首」其二に「平生文字為吾累（平生 文字 吾が累を為す）」と述べているように、このときの災禍が「文字」すなわち詩をはじめとする言論に起因するものと明確に位置づけていた。翌る元豊三年、黄州到着後間もない作「初到黄州」⁽²³⁾にも「自笑平生為口忙（自ら笑う

平生「口の為に忙なるを」と述べている。「口」の働きの、生きるために食物を摂取することのほかに言葉が発すること、すなわち言論・創作活動がある。ここでは両者を併せて言ったものと思われるが、後者の意に重点を置いて解すれば「詩禍」に対する後悔の念を自嘲を込めて述べた詩句と言えよう。

黄州貶謫期、このような後悔の念を抱く蘇軾は、詩をはじめとする創作活動を控えていたこと、仮に詩を作ったとしてもそれを知友とやりとりするに際しては細心の注意を払っていたことを繰り返して述べている。⁽²⁴⁾ここでは、書簡類「書」「尺牘」のなかから代表的な発言をいくつか時系列に沿って挙げてみよう。例えば「与章子厚(章惇)参政書二首」其一(元豊三年三月)には

軾自得罪以来、不敢復与人事、雖骨肉至親、未肯有一字往来。……軾所以得罪、其過惡未易以一二教也。平時惟子厚与子由極口見戒、反覆甚苦、而軾強狼自用、不以為然。及在囹圄中、追悔無路、謂必死矣。

わたしは罪を得て以来、人とは関わりぬようにしております。肉親であっても、一字もやりとりしておりません。……わたしが罪を得る原因となった過誤は、ひとつやふたつではありません。これまで子厚どのや子由(蘇軾)は口を極めて、何度も何度も繰り返し懇切に戒めてくださいました。それなのに、わたしは強情にも耳を傾けず、認めようとはしませんでした。獄につながれてから悔やんだのですが、もはや為す術はなく、きつと死ぬだろうと思ったことでした。

「答秦太虚(秦觀)七首」其四(元豊三年十月)には

但得罪以来、不復作文字、自持頗嚴、若復一作、則決壞藩牆、今後仍復袞袞多言矣。

罪を得て以来、文章は書いておりません。厳しく自分を律しております。ひとたび書いてしまえば、まるで堤が決壊したかのよう

に、つぎつぎと多くの言葉を発してしまうでしょうから。

「答李端叔(李之儀)書」⁽²⁷⁾(元豊三年十二月)には

得罪以来、深自閉塞。……輒自喜漸不為人識、平生親友無一字見及、有書与之亦不答、自幸庶幾免矣。……自得罪後、不敢作文字、此書雖非文、然信筆書意、不覺累幅、亦不須示人。必喻此意。

罪を得て以来、深く閉じこもっております。……だんだんと人から忘れられてゆくのを喜んでおります。昔の親友からは一字も便りは無く、こちらから便りを出しても返信はありませんが、これで罪を免れることができるとは幸いです。……罪を得てからは、

文字を書いておりません。この手紙は文章とは言えないようなものですが、筆にまかせて思いを認めて（した）いるうちに、思わぬ長さになりました。どうか他人にはお示しになりませぬよう。この点ご理解ください。

〔答呉子野（呉復古）七首〕其⁽²⁸⁾一（元豊四年）には

僕所恨近日不復作詩文、無縁少述高致、但夢想其処而已。……近日始解畏口慎事、雖已遲、猶勝不悛也。奉寄書簡、且告勿入石。残念なことにわたしは詩文を作っておりませんので、（貴殿の庭園の）素晴らしい眺めを言葉に表現することはできません。ただそれを夢想するばかりです。……最近になって、やっと口を畏れ行いを謹むことを理解しました。遅きに失するとはいえ、悔い改めぬりはましでしょう。書簡を差しあげますが、どうか石に刻したりはなさりませぬよう。

〔与李公択（李常）十七首〕其⁽²⁹⁾一（元豊六年）には

非兄、僕豈発此。看訖、便火之、不知者以為詬病也。

貴殿でなければ、このようなこと（本書簡に述べたこと）は口にはいたしません。読み終えられましたら、ただちに焚き棄ててください。事情を知らぬ者はわたしが悪意ある言葉を発していると思うでしょうから。

〔与陳朝請（陳章）二首〕其⁽³⁰⁾一（元豊六年二月）には

某自竄逐以来、不復作詩与文字。所論四望起廢、固宿志所願、但多難畏人、遂不敢爾。

わたしは放逐されてから、詩や文章を書いておりません。お便りによれば周りの方々がわたしの復帰を希望されているとのこと、それはもとより願うところですが、しかし苦難多く人を畏れるが故に、あえてそうせずしております。

〔与蔡景繁（蔡承應）十四首〕其⁽³¹⁾一（元豊六年六月）には

小詩五絶、乞不示人。

拙詩五首の絶句を差しあげますが、どうか他の人にはお示しになりませぬよう。

〔与欽之⁽³²⁾〕（元豊六年）には

軾去歲作此賦、未嘗輕出以示人、見者蓋一二人而已。欽之有使至、求近文、遂親書以寄。多難畏事、欽之愛我、必深藏之不出也。

わたしは昨年、この賦を作りました。これまで軽々しく他人には見せておらず、見た者は一人か二人しかおりません。欽之の

使いを寄こして近作の詩文を求められましたので、自ら書き記してお送りすることにしました。多難ゆえに諸事恐れております。欽之どのには、どうかわたしのことを慮り、必ずや深く蔵して表には出されませぬよう。

「与上官彝三首」其三⁽³³⁾（元豊六年）には

見教作詩、既才思拙陋、又多難畏人、不作一字者、已三年矣。

詩を作れとの仰せですが、才拙きうえ、多難ゆえに人を畏れ、一字も書かなくなつて、すでに三年となります。

「与蘇子平（蘇鈞）先輩二首」其二⁽³⁴⁾（元豊六年）には

所要先丈哀詞、去歲因夢見、作一篇、無便寄去。今以奉呈、無令不相知者見。若入石、則切不可也。

お求めの御尊父の哀詞、昨年夢で父上にお会いしたものですから、一篇を作りましたが、お送りできずにおりました。今ここに差しあげる次第ですが、見ず知らずの者にはお見せにならないでください。石に刻するなど、絶対になさりませぬよう。

「与沈睿達（沈遼）二首」其二⁽³⁵⁾（元豊七年春）には

某自得罪、不復作詩文、公所知也。不惟筆硯荒廢、實以多難畏人、雖知無所寄意、然好事者不肯見置、開口得罪、不如且已、不惟自守如此、亦願公已之。百種巧辨、均是綺語、如去塵垢、勿復措意為佳也。

わたしは罪を得て以来、二度と詩文を作っておりません。貴殿もご存じの通りです。筆や硯が荒れ果てた（文才が尽きた）からだけではなく、多難ゆえに人を畏れるからなのです。（詩文に）何の意も含んでいないことを知っていながらも、事を好む者たちはそれを見逃してはくれません。口を開いて罪を得るくらいなら、しばらくは黙っているに越したことはありません。わたしばかりがこれを守るのではなく、どうか貴殿も書きものは止められますよう。巧みに飾ったさまざまな言葉は、どれもきらびやかなだけで中身のない言葉です。かかる汚れを取り除こうとするのであれば、二度と言葉に意を砕かないのがよろしいでしょう。

いずれも、詩や文章を作るのは止めた、もしくは作ったとしても極く親しい人以外には見せないように務めていると述べている。特に「答李端叔書」「答吳子野」「与李公拱」「与蔡景繁」「与欽之」「与蘇子平先輩」には、詩・賦・書簡などについて、あなたにだけは見せるが他の人には見せないでほしいと明確に言っている。先に挙げた友人銭顛から茶を贈られたのに唱和する「和錢安道寄惠建茶」に「此の詩味有り 君伝うる勿かれ、空しく時人をして怒りて癭を生ぜしめん」と述べるのと同趣旨の言葉である。

当時、官僚文人の社会にあつて、蘇軾と詩や文章をやりとりすること、蘇軾の書いたものを保有していることが如何に危険なことと見なされていたか、『宋史』鮮于侁伝に見える次の記事が鮮明に伝えてくれる。元豊二年、蘇軾が御史台上に捕らわれた際、年来の親友鮮于侁は、ある人から「公与軾相知久、其所往来書文、宜焚之勿留、不然、且獲罪⁽³⁶⁾（公、軾と相い知ること久し、其の往来する所の書文、宜しく之を焚きて留むること勿かるべし、然らずんば且に罪を獲んとす）」と忠告されたという。右に見た一連の発言の背後には、こうした状況があつたのである。

(三) 元祐更化およびそれ以後（元祐・紹聖・元符年間）

以上、黄州貶謫期における蘇軾の発言について見てきたが、貶謫を解かれてから後の時期についてはどうだろうか。元豊八年（二〇八五）、神宗が崩御。哲宗が即位し、宣仁太后が摂政となる。翌年、元祐と改元。この元祐年間には、旧法党が政治の実権を取りもどす。いわゆる「元祐の更化」である。蘇軾もまた中央政界に復帰し、中書舍人や翰林学士知制誥などの要職をつとめる。このように政治の潮目は大きく変わったのであるが、間もなく旧法党が分裂して派閥党争（いわゆる「洛蜀の党議」）が起こるなど、不安定な情勢は相変わらず続いており、蘇軾の言論・創作が弾劾される危険性は完全に除去されたわけではなかった。実際、元祐年間およびそれ以降も、蘇軾の書いたものについては繰り返し、批判や中傷がなされることになる。

蘇軾に対する弾劾の事案として重要なのは、元祐元年（二〇八六）と元祐二年の二度に渉る「策題之謗」である。かかる朝廷の政治状況を嫌った蘇軾は、元祐四年（二〇八九）、自ら外任を乞うて杭州知事となる。「策題之謗」は、蘇軾が提出した策題が批判の対象となつたものであるが、元祐六年（二〇九二）には蘇軾が書いた詩が批判の対象となる。詩という文学テキストをめぐる弾劾事案として注目されるので、ここにその概要を述べておこう。元祐六年、杭州知事の任を終えた蘇軾は都に召還され翰林学士承旨となるが、御史中丞の趙君錫、侍御史の賈易らの弾劾を受ける（『統資治通鑑長編』卷四六三）。かつて元豊八年、黄州より帰還途上、揚州にて作つた「帰宜興留題竹西寺三首」其三の「山寺帰来聞好語、野花啼鳥亦欣然（山寺より帰り来たれば好語を聞く、野花啼鳥亦た欣然たり）」という詩句が、あるうことか神宗の死を喜ぶ作と解釈され告発されたのだ。もちろん、これはまったく根拠のない、蘇軾を陥れるための「附会（こじつけ）」に過ぎない。この告発に対しては、蘇軾は「辨賈易彈奏待罪劄子」⁽³⁸⁾、「辨題詩劄子」⁽³⁹⁾などを提出して、猛然と反論する。結果として、宣仁太后により趙君錫や賈易の弾劾には根拠がないという判断が下され、事件は終息する。

元祐六年の秋、蘇軾はふたたび外任を乞い、潁州（安徽省阜陽）知事、翌年には揚州知事・淮南東路兵馬鈐轄となるが、間もなく都に召還される。ところが元祐八年（一〇九三）に宣仁太后が崩御、哲宗が親政。ここに至って、政治の潮目は大きく変わり、新法党が実権を握る。翌る紹聖元年、蘇軾はふたたび朝政誹謗の科で、英州（広東省英徳）、次いで惠州（広東省惠州）へと貶謫される。惠州では、居宅を構えるなどしばらくは比較的平穏な時を過ごす。紹聖四年（一〇九七）にはついに儋州（海南島）へと貶謫されることになる。元符三年（一一〇〇）、哲宗が崩御し徽宗が即位すると、蘇軾は許されて本土へもどるが、間もなく病を得て没する。

右に見たような政治環境のもと、以前と同様、蘇軾の親族・友人たちは蘇軾に対して発言に気をつけよという忠告を發していたようだ。また、それを受けて蘇軾も発言には十分に気をつけていた。そのことは蘇軾の書簡に繰り返し述べられている。その代表的な例を挙げてみよう。例えば「与王定国（王鞏）四十一首」其二六（元祐六年八月、於汴京〔開封〕）には

平生親友、言語往還之間、動成坑竈、極紛紛也。不敢復形於紙筆、不過旬日自聞之矣。得穎藏拙、餘年之幸也、自是剗心鉗口矣。日頃の親友も、言葉をやりとりするなかで、ややもすると畧を仕掛けて相手を陥れるなど、極めて乱れた状態にあります。敢えて書き記しませんが、旬日を経ずしてお耳に達することでしょう。潁州知事の職を得て我が身の拙さを隠せるのは、余生を過ごすうえで幸いなこと、これからは雑念を棄てて口を閉ざそうと思います。

「与孫志康（孫鑿）二首」其一（紹聖二年（一〇九五）冬、於惠州）には

自惟無狀、百無所益於故友、惟文字庶幾不与草木同腐、故決意為之、然決不以相示也。志康必識此意、千万勿來索看。……見戒勿輕与人詩文、謹佩至言。

思うにわたしは無能ゆえ、何ひとつ旧友のみなさまのお役には立てません。ただ文章だけが草木とともに朽ち果てるものではないがゆえに、これ（孫鑿の亡父孫立節の哀詞）を書くことを決意しましたが、しかし決して人に見せることはいたしません。志康どのには、きつとわたしのこの思いをお分かりでしょうから、どうかご覧になろうとはなさりませぬよう。……軽々しく人に詩文を与えるなどの貴殿の戒め、謹んで肝に銘じております。

「与曹子方（曹輔）五首」其三（紹聖二年十一月、於惠州）には

公勸僕不作詩、又却索近作。閑中習氣不除、時有一二、然未嘗傳出也。今録三首奉呈、覽畢便毀之。

貴殿はわたしに詩を作るなど仰いながらも、またもわたしの近作をお求めになりました。閑な暮らしのなか悪しき習いは抜けず、時に一二の作を書いておりますが、公の場には出しておりません。いま三首を書いて差しあげる次第です。ご覧になりましたらお棄て願います。

「与錢濟明（錢世雄）十六首」其九⁽⁴³⁾（建中靖国元年（一一〇二））には

恨定慧欽老早世。……旧有詩八首寄之。已写付卓契順、臨發、乃取而焚之、蓋亦知其必厄於此等也。

定慧院住持の欽（守欽）長老の早世は無念です。……以前、八首の詩を（守欽に）お送りしようとなりました。すでに書きあげて（守欽の使者の）卓契順に託したのですが、彼が発発するときに取りもどしてきて焚いてしまいました。これら（小人の悪意あるふるまい）によって禍を招くのを畏れたのです。

いずれも、黄州貶謫期の発言と同じく、詩や文章を作るのを止めていること、もしくは作ったとしても極く親しい人以外には見せないように慎重にふるまっていることを述べている。最後に挙げた書簡は、惠州に滞在中の紹聖二年、守欽に唱和して作った詩を守欽に送り届けようと使者に託したものの、災禍を招くのを恐れて結局は取り返して焚き棄ててしまったと述べる。

この種の発言は他にも数多いが、ここでは更に、紹聖年間、惠州に滞在中、表兄にして姉夫の程之才（字正輔）に与えた尺牘「与程正輔」の言葉を挙げておこう。「与程正輔七十一首」其一六⁽⁴⁴⁾（紹聖三年正月）には

前後惠詩皆未和、非敢懶也。蓋子由近有書、深戒作詩、其言切至、云当焚硯棄筆、不但作而不出也。不忍違其憂愛之意、故遂不作一字、惟深察。

これまでいただいた詩にまったく唱和できずにおりますが、怠けていたわけではありません。近ごろ子由（蘇轍）から手紙が来て、作詩をきつく戒められました。その言葉は極めて懇切で、筆と硯を焚き棄てよ、書くだけで表には出さないというのではなく（書くこと自体を止めよ）、と説いております。その（蘇轍の）憂慮に背くに忍びず、ついに一字も書かずにいるのです。どうぞご理解ください。

同・其二一⁽⁴⁵⁾（紹聖三年二月）には

寵示詩域醉鄉二首、格力益清茂。深欲繼作、不惟高韻難攀、又子由及諸相識皆有書、痛戒作詩、其言切甚、不可不遵用。

お示し下さった「詩域醉鄉（詩と酒の国）」を詠じた二首は、格調高く意気盛んなものです。ぜひとも唱和したかったのですが、高

尚極まりなく、とても追いつけません。加えて、子由（蘇轍）や友人たちが便りを寄こして詩を書くのを強く戒めるのです。その忠告はとても懇切丁寧なもので、従わざるを得ないのです。

とあつて、蘇轍等から詩を作ることも、公表することも止めるよう厳しく戒められたことを述べている。

ただし、完全に止めたわけではなく、右と同じ「与程正輔」其二に「今写在揚州日二十首寄上、亦乞不示人也（揚州滞在中に書いた二十首をお送りいたします。他の人にはお示しにませぬよう）」と述べるほか、同・其二六（紹聖二年三月）に「二詩以発一笑、幸説訖便毀之也（お笑いぐさまでに拙作二首お送りいたします。読み終わり次第、お棄ていただけると幸いです）」、同・其三三（紹聖二年夏）に「老弟却曾有一詩、今録呈、乞勿示人也（おたしも「碧落洞について」一首の詩を書いたことがあります。いま書いて差しあげますが、他人にはお示しにませぬよう）」、同・其三三（紹聖二年六月）に「不覚起予、故和一詩、以致欽歎之意、幸勿広示人也（お送りいただいた詩に）思いがけず發発されましたので、唱和の詩を一首差しあげ、敬服賛嘆の意をお伝えする次第です。他人には広くお示しにませぬよう）」、同・其五九（紹聖二年九月）に「并有江月五首、録呈為一笑（江月五首）もありますので、お笑いぐさまでに書いて差しあげる次第です」と述べているように、秘かに詩を作っていたこと、そして親しい人以外には見せてはいけないという警告とともにそれらを書き送っていたことがわかる。⁽⁵¹⁾

次に、詩のなかの発言を挙げてみよう。例えば、元祐六年（一〇九二）、趙君錫・賈易らの弾劾に伴う騒動が終息した後、潁州知事を務めていた蘇軾と、趙令時（字景貺）、陳師道（字履常）、歐陽棐（字叔弼）などの親しい友との間でなされた詩のやりとり。友人たちの詩に唱和した「復次韻謝趙景貺陳履常見和、兼簡歐陽叔弼兄弟」⁽⁵²⁾には

或勸莫作詩 或いは勸む 詩を作る莫かれ

兕輩工織紋 兕輩 紋を織るに工なり

と述べる。後句の「紋を織る」は『詩経』小雅 巷伯に「萋兮斐兮、成是貝錦。彼譖人者、亦已大甚（萋たり斐たり、是の貝錦を成す。彼の人を譖る者、亦た已に大甚し）」とあるのを踏まえて、小人たちの讒言すなわち根も葉もないこじつけに基づく批判を受けて陥れられることを言う。周圉の友たちから、讒言を受ける恐れがあるから詩を作ってはいけない、と戒められていたのである。では、この戒めに対して蘇軾はどのように応じたか。同じ時期に同じ友人たちに向けて書き送られた「叔弼云、履常不飲、故不作詩、勸履常飲」⁽⁵³⁾には

平生坐詩窮 平生 詩に坐して窮すれば

得句忍不吐 句を得るも忍びて吐かず

と戯れを込めて述べている。これまで詩を書いたために苦境に陥ったので、詩句を得ても文字にして表には出さぬよう我慢している、と。

もうひとつ、晩年の蘇軾が友人から詩を作るのは止めた方がいいと忠告された例を挙げておこう。羅大経『鶴林玉露』乙編卷四によると、元符三年（一一〇〇）、蘇軾が許されて流罪先の海南島から本土に帰ったとき、郭祥正（一〇三五―一一二三）は

君恩浩蕩似陽春 君恩 浩蕩たりて陽春に似

海外移来住海浜 海外 移り来たりて海浜に住む

莫向沙辺弄明月 沙辺に向かいて明月を弄ぶ莫かれ

夜深無数採珠人⁽⁵⁴⁾ 夜深さも無数の珠を採る人あり

という絶句を送ってきたという。「明月を弄ぶ」とは、明月を詩にうたうこと。「珠を採る人」とは、ここでは誹謗中傷のために詩の言葉に穿鑿する人を指している。郭祥正は蘇軾に向かつて、詩を作るのは止めた方がいい、なぜならばそれを穿鑿して誹謗する人がいるから、と婉曲に忠告したのである。郭祥正の文集『青山集』『青山統集』にはこの詩は見えない。先に文同が蘇軾に向けて「北客 若し来たらば事を問うを休めよ、西湖 好しと雖も詩を吟ずる莫かれ」と忠告した詩句が彼の文集『丹淵集』に収められていないことに触れたが、この詩の場合も同様である。極めて私的な作品として、内々にやりとりされたものであろう。

以上、北宋中後期の官界における激烈な党派闘争のなかにあつて、蘇軾が詩作をはじめとする言論・創作活動を公的には慎み抑えていたこと、すなわち『論語』憲問に言う「避言」を実践しようと心がけていたことを見てきた。もちろん「避言」は、中国の士人層にあつては伝統的な処世のあり方として受け継がれてきたものであり、独り蘇軾に限ったことではない。本章の論述のなかでも、そうした例の一部として、魏の阮籍、隋の賀若弼、唐の陸贄や韓愈などの発言や行動に触れた通りである。

三 秘密のテキスト

前章の考察を踏まえて以下、言論統制下における蘇軾の文学テキストの制作・受容・流通のあり方について考察を加えてみたい。

(一) テキストの私的圏域

言論統制下にあつて蘇軾とその友人たちは、詩をはじめとする言論・創作活動を抑制すべく努めていた。つまり、言論の自主規制・自己統制を行っていた。しかし、その一方で彼らは、詩や書簡のやりとりを重ねていた。現に前章に挙げたような詩や書簡が書かれ、今日にまで伝わる。もちろん、彼らの創作活動は公おおやけの場で表立った形で行われたのではない。限られた親しい友との間に形作られた私的な交遊圏域のなか秘やかに行われていたのである。前章に挙げた詩や書簡からもそれは十分に窺えるが、更に別の発言を取りあげながら、蘇軾の創作活動を支えた私的交遊圏域について見てみよう。

蘇軾の友人たちは、蘇軾との交流を完全に断つことはしなかった。少なからぬ友が世の大勢に背き、時には危険を顧みずに交流を続けたのである。例えば、黄州貶謫後の元豊三年（一〇八〇）に書かれた書簡「与参寥子二十二首」其二(55)には

僕罪大責輕、謫居以来、杜門念咎而已。雖平生親識、亦断往還、理固宜爾。而积老数公、乃復千里致問、情義之厚、有加於平日、以此知道徳高風、果在世外也。見寄数詩及近編詩集、詳味、灑然如接清顔聴軟語也。此已焚筆硯、断作詩、故無縁属和、然時復一開以慰孤疾、幸甚、幸甚。筆力愈老健清熟、過於向之所見、此於至道、殊不相妨、何為廢之耶。更当磨揉以追配彭沢。

わたしの罪は重いものでしたが、刑は軽くしていただきました。貶謫されて以来、門を閉ざして罪を見つめ直しております。旧くからの親友諸氏もまた、わたしとの交流を絶ちましたが、当然のことでしょう。ところが、釈・老の道に志す数人の方々は、千里の遠きを越えて便りを送ってください、その情誼は旧に増して厚いものがあります。これによって、気高き道徳は俗世の外にこそあるのだと知りました。お送りいただいた数篇の詩と近作をまとめた詩集、つぶさに味わえば、清々しいお顔と慈しみ深いお声に接するかのようで心洗われる思いです。当方、すでに筆と硯は棄て、詩を作ることを断ちましたので唱和することはできませんが、これによって時に心の憂さを晴らし孤独な病身を慰めることができます。たいへん嬉しく思います。貴兄の筆力はますます老練にして成熟

の極み、以前拝見したものを凌駕しております。詩作は仏道の妨げとはなっておりません。どうしておやめになる必要がありますしうか。更に修練を重ねれば、陶淵明にも並ぶことでしよう。

元豊四年の書簡「答陳師仲主簿書」⁽⁵⁶⁾には

自得罪後、雖平生厚善、有不敢通問者、足下独犯衆人之所忌、何哉。及説所恵詩文、不数篇、輒拊掌太息、此自世間奇男子、豈可
以世俗趣舍量其心乎。

罪を得てからというもの、旧来の親友たちは、あえて連絡を取ろうとはしてくれません。貴殿だけが皆の忌むことをなさるのは、
どうしてでしょう。いただいた詩文を読ませていただきましたが、数篇も読まぬうちに手を打つため息をつきました。この人こそ
世にも稀な好男子、世間の尺度でその心持ちを測ることなどははしない、と。

とあって、友人の參寥や陳師仲（陳師道の兄）が蘇軾との交誼を忘れずに詩や書簡を寄せてきたことが述べられる。また、元豊六年の書簡「与
蔡景繁十四首」⁽⁵⁷⁾其八には

特承寄恵奇篇、伏読驚聳。……謹已和一首、并藏笥中、為不肖光寵、異日当奉呈也。坐廢已来、不惟人嫌、私亦自鄙。不謂公顧待
如此、当何以為報。

傑作をお送りいただき、拝読して大いに感服いたしました。……すでに一首、唱和させていただきました、文箱にしまっております。わ
たしにとつては身に余る光栄です。いつかきつとお示しいたたく存じます。罪に問われて以来、世間から嫌われるだけでなく、自
分でも自分を蔑んでおります。なのに思いがけず貴兄はこんなにも手厚くして下さいました。いったいどうやってお返しすればいい
のでしょうか。

とあって、蔡承禧から詩を寄せられ、それに唱和したこと、しかしその和詩を公表するのを当面は避けていることが述べられる。いずれ
の書簡にも、自分のことを思いやってくれる友への厚い感謝の念があらわれている。文人である蘇軾にとっては、かかる友誼が詩文のや
りとりを伴っていたことが、このうえなく嬉しく心慰められるものであっただろう。

同様のことは、次に挙げる「杭州故人信至齊安」⁽⁵⁸⁾についても言える。

昨夜風月清 昨夜 風月清らかなり

夢到西湖上

夢に西湖の上に来る

朝来聞好語

朝来 好語を聞き

扣戸得吳餉

戸を叩きて呉餉を得

輕圓白曬荔

輕圓 白曬荔

脆醃紅螺醬

脆醃 紅螺醬

更將西庵茶

更に西庵の茶を將て

勸我洗江瘴

我に江瘴を洗うを勸む

故人情義重

故人 情義重く

說我必西向

我に説く 必ず西に向かわんと

一年兩僕夫

一年 兩僕夫

千里問無恙

千里 恙無きを問う

相期結書社

相い期す 書社を結ぶを

未怕供詩帳

未だ詩帳を供するを怕れず

還將夢魂去

還た夢魂を將て去り

一夜到江漲

一夜 江漲に到らん

元豐四年（一〇八二）、杭州の旧友から手紙とともに贈り物（特産の食品）が届けられたのに答えた作。友たちの情誼の厚さに対する感謝の念が率直に述べられている。末句の「江漲」は、蘇軾の自注によれば杭州にある橋の名。黄州に住む蘇軾は、友たちが住む懐かしい杭州の夢を繰り返し見したのである。本詩で特に注目されるのは「相い期す 書社を結ぶを、未だ詩帳を供するを怕れず」の二句。この二句にも蘇軾の自注が附されており、「詩帳」について「僕頃以詩得罪。有司移杭取境内所留詩、杭州供數百首。謂之詩帳（僕 頃を以て罪を得。有司 杭に移して境内に留むる所の詩を取らしむるに、杭州 數百首を供す。之を詩帳と謂う）」と述べる。蘇軾が烏台詩禍に巻き込まれた際に、当局は杭州の關係者に命じて杭州在任中に蘇軾が書いた詩を提出させた。その詩の記録を「詩帳」と呼んだという。驚くべきことに蘇軾は、自分

の詩がふたたび「詩帳」として当局に提出されるのを怖れないと言っている。告発され、罪に問われるのを怖れない、と。もちろん、本気でそのように思っているわけではなく、幾分かの戯れを含んだ誇張の言葉であろう。親しい友との私的で秘やかなやりとりとはいえず、烏台詩禍を経た者の発言としては極めて大胆であり、ふたたび罪に問われかねない危険な発言と言わざるを得ないが、このような大胆な言葉を口にさせるほど、旧友の情誼が嬉しく感じられたのだ。なお、本詩の題には「故人」と述べるのみで、特定の人名を示してはいない。やはり、怖れ憚るところがあったのだろうか。

このように蘇軾は、一方では自らの発言が誹謗中傷を招かぬように警戒しながらも、実際には詩の創作を完全には止めず、親しい友との間で作品をやりとりしていた。やはり、詩人にとって完全に創作を停止することは耐えがたい苦痛であったのだろう。自ら「自評文」⁽⁵⁹⁾に「吾文如萬斛泉源、不挾地皆可出（吾が文は萬斛の泉源の如く、地を挾はずして皆な出ずべし）」と述べるように、溢れんばかりの文才を饒舌な語り口で表現することに本領を発揮する蘇軾であればこそ、なおさらにそうであったかもしれない。⁽⁶⁰⁾ そのような詩人としての心理状態を考えるうえで、次に挙げる「孫莘老寄墨四首」⁽⁶¹⁾ 其四は極めて興味深い。元豊七年（一〇八四）四月、蘇軾は汝州（河南省汝州）へ量移される。足かけ六年に及んだ黄州での流罪生活もついに終わりを告げることになったのである。黄州を去って汝州へと向かう途上、泗州（江蘇省盱眙県）に滞在中、秘書少監を務める友人孫覚から墨を送られたのに答えて次のように述べる。

吾窮本坐詩 吾が窮するは本と詩に坐す

久服朋友戒 久しく朋友の戒めに服す

五年江湖上 五年 江湖の上

閉口洗残債 口を閉ざして残債を洗う

今来復稍稍 今来 復た稍稍たり

快癢如爬疥 快癢 疥を爬くが如し

先生不譏訶 先生 譏訶せず

又復寄詩械 又復た詩械を寄す

幽光發奇思 幽光 奇思を發し

点黷出荒怪 点黷 荒怪を出だす

詩成自一笑 詩成りて自ら一笑す

故疾逢蝦蟹 故疾 蝦蟹に逢う

冒頭四句は、詩を書いたが故に罪に問われ、「詩を書くのは止めよ」という友の戒めを守り、五年もの長きに涉り「口を閉じ」てきたと述べる。言うまでもなく「口を閉じ」るのは、誹謗されるのを避けるためである。唐・韓愈「崔十六少府攝伊陽以詩及書見投、因酬三十韻」⁽⁶²⁾が「閉口絶謗訕（口を閉ざして謗訕を絶つ）」と述べるように。だが、前章に挙げた「答孔周翰求書与詩」に「身閑にして曷ぞ長に口を閉じざる、天寒くして正に深く手を蔵するに好し。詩を吟じ字を写すは底の忙しきか有る、未だ多生 塵垢の宿するを脱せず」と述べるように、本来ならば「口を閉じ」るべきであるにもかかわらず、蘇軾にとつて詩を作ることは「多生」に涉つて積み重なり、もはや取り除けぬ「塵垢」となっていた。今回、量移されることになって、これまで抑えてきたその「塵垢」がふたたび振り返り返したのだ。そして、これまで搔きたくてたまらなかつた痒いところを思う存分に搔けるようになった——再び詩を書けるようになった喜びを、蘇軾らしいユーモアを込めて語っている。本詩には、やっとな詩を書けるようになった喜びが溢れているが、それだけに黄州貶謫期、「閉口」を余儀なくされ苦しんでいたことが窺われよう。⁽⁶⁴⁾

緊迫した政治状況を意識しつつ、親しい友との間で詩のやりとりがなされたことを示す別の時期の例について見てみよう。元祐四年（一〇八九）、朝廷の党派闘争を嫌い自ら乞うて杭州知事に転出した蘇軾と、当時、越州（浙江省紹興）知事を務めていた錢勰との間でなされた詩のやりとり。蘇軾は、錢勰から送られた詩に唱和した「次韻錢越州」⁽⁶⁵⁾の尾聯に

年来齒頰生荆棘 年来 齒頰 荆棘を生ずるも

習氣因君又一言 習氣 君に因りて又た一言す

と述べる。「齒頰 荆棘を生ず」とは「口を閉ざし」ていたこと、発言や作詩を慎んでいたことを言う。「習氣」とは悪しき習慣、ここでは詩を作ることを。前掲の尺牘「与曹子方五首」其三には「閑中 習氣除かれずして、時に一二有り」とあって、作詩の「習氣」について述べていた。右の詩句もまた同様の「習氣」について述べている。ここしばらくは作詩を謹んできたが、錢勰の詩を読んで詩を書きたいという欲求がかき立てられた、と。もう一首、同時期に錢勰との間で交わされた同韻字を用いた作「次韻錢越州見寄」⁽⁶⁶⁾の尾聯には

欲息波瀾須引去　波瀾を息ましめんと欲すれば須く引きて去るべし

吾儕豈独坐多言　吾儕　豈に独り多言に坐せんや

と述べる。「波瀾」とは、世間＝官界での軋轢。「引去」とは、官界から引退すること。末句について『集注分類東坡先生詩』巻一九（新王本巻二三）が引く趙次公注は「末句蓋有所激。豈越州首篇有勸莫多言之意乎（末句　蓋し激する所有り。豈に越州の首篇に多言すること莫かれと勸むるの意有るか）」と説く。おそらく当たつていよう。錢勰は蘇軾に向けて「多言」を避けよ、と忠告してきたのだ。それに対して蘇軾は、自分の苦境は単に「多言」によつてもたらされたのではない、世間との軋轢を避けようとするれば「多言」を避ける（『論語』憲問の語を用いれば「避言」）だけでは不十分であり、官界を引退する（『避世』もしくは「避地」）しかないのだ、と答えたのである。趙次公が指摘するように、心の中に秘めた思いが激しく吐き出されたものと言える。言外には、詩を書くのを我慢しても仕方ないという思いも込められていよう。詩を書くことに対する、ある種の「開き直り」とも取れるような言葉である。

以上、言論統制下にあつて蘇軾が親しい友との間に形作られる私的かつ内密な圏域のなかで詩をやりとりしていたことを見てきた。その結果として、我々の前には数多くの作品がこされることとなつたのであるが、蘇軾の作品の保存・伝承においてもまた、蘇軾を取り巻く文人たちの私的な交遊圏域が大きな役割を果たしていたことは想像に難くない。実際、蘇軾の知友のなかには、蘇軾の作品の草稿を記録・保存することに努めていた者が少なくなかつた。例えば、元豊四年（一〇八二）、黄州にて書かれた「答陳師仲主簿書」（前掲）には

見為編述「超然」「黄樓」二集、為賜尤重。從來不曾編次、縦有一二在者、得罪日、皆為家人婦女輩焚毀盡矣。不知今乃在足下。処。当為刪去其不合道理者、乃可存耳。

お編みいただいた「超然」「黄樓」の二集、たいへんありがたく頂戴いたしました。わたし自身は、これらの作を編んだことはありません。いくつか手元にのこっていたものも、罪を得たとき、家の女たちの手ですつかり焼き棄てられてしまったのです。今こうして貴殿のもとにのこっているとは思ひもありませんでした。道理に合わぬ駄作は削つたうえで、のこしていただくのがいいでしょう。

とある。「超然」「黄樓」の二集とは、蘇軾の密州および徐州知事時代の詩集。烏台詩禍に際して、家人が危険の及ぶのを怖れてそれらを焼き棄ててしまったが、陳師仲がそれを保存していたことが述べられている。

紹聖二年（二〇九五）、惠州にあつて書かれた「与程正輔七十一首」其一一には⁽⁶⁷⁾

某喜用陶韻作詩、前後蓋有四五十首、不知老兄要録何者。稍間、編成一軸附上也、只告不示人爾。

わたしは陶淵明の詩の韻字を用いて詩を作るのを好み、前後あわせて四五十首ほどになりました。貴殿はどの作を書いてほしいとお望みでしょうか。しばらくお待ちいただければ、一軸にまとめてお送りいたします。ただし、他の人にはお示しになりませぬよう。とあつて、蘇軾が和陶の詩を小集に編んで程之才（字正輔）に贈ろうとしていたことが述べられる。受け取った程之才はおそらくそれを大切に保管したことだろう。

また、元符三年（一一〇〇）、海南島にあつて書かれた書簡「答劉沔都曹書」には⁽⁶⁸⁾

蒙示書教、及編録拙詩文二十卷。軾平生以言語文字見知於世、亦以此取疾於人、得失相補、不如不作之安也。以此常欲焚棄筆硯、為瘖默人、而習氣宿業、未能尽去、亦謂隨手雲散鳥沒矣。不知足下默隨其後、掇拾編綴、略無遺者、覽之慙汗、可為多言之戒。然世之蓄軾詩文者多矣、率真偽相半、又多為俗子所改竄、讀之使人不平。……今足下所示二十卷、無一篇偽者、又少謬誤。

お便りと拙作詩文を二十卷に編まれたもの、いただきました。わたくしはこれまで書いたものによって世に知られて参りましたが、それによって人から憎まれもしました。得たものと失ったものが相殺しあつております。ならば、いつそのを書かず安らかでいるに越したことはありません。そこで常々、筆と硯を焚き棄てて、唾者にでもなつてしまいたいと思つておりましたが、習気や宿業は完全には除き去れずにあります。（書いたものは）書き記すそばからどこかへと消え去つてゆくものだと思つておりました。ところが思いがけず、貴殿は黙つてわたしの後について、書いたものを拾い集めて、ほとんど漏れなく整理してくださいました。それを見ると汗顔の至り、多言の戒めとすることもできましよう。世間にわたしの詩文を蔵する者は多いのですが、真作と偽作とがほとんど相い半ばし、また俗人の手で改竄されたものも多く、読むと不満を覚えます。……このほど貴殿からいただいた拙作の二十卷には、偽作は一篇もなく、また誤りもほとんどありません。

とあつて、「多言」を戒めてはいたが「習気宿業」は棄て難く詩文を書くのを止められなかつたこと、そのようにして書いた作品を劉沔（劉岸の子）が収集して文集に編んでいたことが述べられている。この劉沔編の文集は、蘇軾晩年の作をまとめた『東坡後集』の基盤となつたと考えられる。⁽⁶⁹⁾

蘇軾の詩文は、右に挙げた書簡に述べられるような交遊圏域のなかで記録・保存され、更には蘇軾没後、徽宗統治時代の「元祐党禁」のなかを生き延びて、後世に伝承されていったのである。公的な社会、すなわち朝廷を中心とする官僚社会に対して表向きは「避言」を實踐しつつも、その一方で、私的かつ内密な形で数多くの作品が書かれ、読まれ、伝えられていたということ。こうした蘇軾の作詩活動は、我々に対して、テキストの制作・受容・流通における「私的圏域」とも言うべきものの存在を明確に示してくれている。もちろん、かかるテキストの圏域は古くから存在していたはずである。だが、それがこうして鮮明に浮き彫りになったのは、蘇軾のケースが初めてではないだろうか。ここにもまた蘇軾の創作活動が有する画期的な意義があると言えよう。

(二)「墨蹟」「石本」「尺牘」

文人が作品を作る。それは紙などに書き記されて作者や作者周辺の人物の手元に保存される。そして、やがて定本（決定稿・最終稿）となり、更には定本のコレクションとしての文集（詩文集）にまとめられて世に問われ、広く伝えられてゆく。文集にまとめられる前の段階にあるテキスト、特に作者自身の手で書き記されたテキストを、ここでは草稿と呼ぼう。狭義には紙に書かれたテキスト、すなわち「真蹟」「墨蹟」「手稿」「草稿」などと呼ばれる親筆原稿を指すが、それだけに限定しない方がいいだろう。「石刻」や「石本」「碑本」、すなわち作者の親筆原稿を石に刻したものやその拓本をも含めて広く草稿と呼んでみたい。

通常、我々が中国の文人の作品を読む際には、文集にまとめられたテキストを読む。草稿、すなわち文集にまとめられる前の段階にある作品のテキストについては、その実態を窺い知ることは難しい。近代以前の中国文人の草稿それ自体は極めて限られたものしか今日には伝わらないが、もちろん草稿が存在しなかったわけではない。事実、文人の草稿について記録した文献資料は少なからずのこされている。中国にあつて、草稿について記した言葉が数多く見られるようになるのは宋代である。とりわけ、蘇軾や黄庭堅（一〇四五—一一〇五）の詩については、その墨蹟や石本についての記録が、南宋に編まれた蘇軾・黄庭堅の詩集注釈のなかに大量に見られるようになる。同様の記録は南宋の周必大が編んだ欧陽脩の文集の校記にも見られる。こうした現象とそこに見られる文献学的・文学論的な特質については、すでに拙論「校勘から生成論へ——宋代の詩文集注釈、特に蘇黄詩注における真蹟・石刻の活用をめぐって」⁽⁷¹⁾、「黄庭堅詩注の形成と黄魯直の詩論」⁽⁷²⁾、「中国宋代における生成論の形成——欧陽脩『集古録跋尾』から周必大編『欧陽文忠公集』へ」⁽⁷³⁾、

において若干の考察を試みたので、詳しくはそれらを参照していただきたい。

右の拙論で指摘したことのうち、本稿に関連して重要なのは次の点である。すなわち、文集としてまとめられたテキストが極めて公的な性格が強いテキストであるのに対して、墨蹟や石本といった草稿段階にあるテキストは私的な性格の強いテキストであるということ。それらは、本来ならば表には出ない、私的な圏域にのみ存在を許される私的なテキストであった。したがって、そこにはしばしば表向きには語れないような私的で内密なメッセージが書き記される。ここでは、その一例として、黄庭堅の詩の墨蹟に関する次のような記載を挙げてみよう。元祐年間の初め、黄庭堅は「子瞻繼和、復答二首」と題する詩を書いている。本詩は、これに先だって黄庭堅が書いた「有惠江南帳中香者戲答六言二首」⁽⁷⁵⁾に蘇軾が唱和した詩「和黄魯直燒香二首」⁽⁷⁶⁾に対して、ふたたび唱和して答えたもの。本詩について、黄魯直編『山谷年譜』卷一九は

先生有此詩墨蹟題云「有聞帳中香、疑為熬蠟者、輒復戲用前韻。願勿以示外人、恐不解事者或以為其言有味也」。因附于此。⁽⁷⁷⁾

先生はこの詩の墨蹟をのこしており、それには「帳中の香を聞きて、疑いて蠟を熬ると為す者有り、輒ち復た戯れに前韻を用う。願わくは以て外人に示す勿かれ、事を解せざる者或いは以て其の言に味有ると為すを恐るるなり」と題している。よってここに附すると述べている。「子瞻繼和、復答二首」の墨蹟すなわち黄庭堅の親筆原稿には、「他人から誤解されかねない作品なので公表しないではない」という趣旨の言葉が書かれていたというのだ。黄庭堅もまた蘇軾と同じ党派に属する文人。政治的には不安定な位置に置かれており、したがって「避言」に務めざるを得なかった。これは、新旧両党の確執をはじめとする当時の微妙な政治状況のもと「避言」を意識しつつ発せられた、まさしく私的で内密な発言である。これによく似た言葉が、蘇軾の詩や尺牘に数多く発せられることは、本稿に見てきた通りである。

蘇軾についても、右の黄庭堅の墨蹟と同様の記録が伝わる。蘇軾の墨蹟や石本について多くの記録を伝えてくれるのは、南宋の施元之、顧禧、そして施宿による『注東坡先生詩（施注蘇詩）』である。この『施注蘇詩』には、その注釈、特に題下の注において、蘇軾の「真蹟」「墨蹟」、もしくはそれに準ずるものとしての「石本」「碑本」などを参照する例が数多く見られる（これら題下注は施宿の手になるものと考えられる）。ここでは、紹聖四年（一〇九七）、惠州に貶謫中の蘇軾が惠州知事の方子容（字南圭）と循州知事の周彦質（字文之）との間で交わした四首の詩に附された施注の記述を読んでみよう。まず第一首「次韻惠循二守相会」⁽⁷⁸⁾の題下注（施宿注）には「陰字韻四詩墨蹟及惠守和篇、並

蔵呉興秦氏（陰字韻四詩の墨蹟及び惠守の和篇、並びに呉興の秦氏に蔵さる）とあつて、以下に挙げる四首の墨蹟と方子容の和篇が呉興の秦氏に蔵されていることを述べる。そのうえで更に

此詩云「軾次韻南圭使君与循州唱酬一首」。……後題云「因見二公唱和之盛、忽破戒作此詩、与文之。一閱訖即焚之、慎勿伝也」。

と述べている。今日に伝わる蘇軾詩集では、本詩の題は「惠循二守の相い会するに次韻す」に作るが、墨蹟では「軾 南圭使君の循州と倡酬するに次韻す 一首」と題されていたことがわかる。そして、更に注目すべきことに、墨蹟では詩の後に「二公の唱和の盛んなるを見るに因りて、忽ち戒を破りて此の詩を作り、文之（周彦質）に与う。一たび閲し訖うれば即ち之を焚き、慎みて伝うる勿かれ」と書き附けられていたのだという。「避言」の戒めを破つて詩を作ったこと、その詩を周彦質に贈るが読み終えたら焚き棄ててほしいと注意を促していたことがわかる。

第二首「又次韻二守許過新居」⁽⁷⁹⁾の題下注は

先生真蹟云「軾啓、豊蒙寵示佳篇、仍許過顧新居、謹依韻上謝、伏望笑覽」。集本作「曉窓清快」、墨蹟作「明快」。後題云「一閱訖、幸毀之、切告切告」。

先生の真蹟では「軾啓す、豊^{かさ}ねて佳篇を寵^{かこ}せらるるを蒙るに、仍お過りて新居を顧るを許さる、謹みて韻に依り上りて謝す、伏して笑覽せられんことを望む」と題している。集本では「曉窓清快」とあるところ、墨蹟では「明快」に作っている。後には「一たび閲し訖うれば、之を毀たんことを幸う、切に告ぐ切に告ぐ」と題している。

と述べている。墨蹟では詩集の「又た二守の新居に過ぎるを許さるるに次韻す」という題とは異なつて、「蒙」「謹」「伏」などの語を用いて方子容と周彦質に対する尊敬の念を込めた題となつていたことがわかる。⁽⁸⁰⁾また、第一首と同じく本詩を読み終えたら焚き棄ててほしいと訴えていたことがわかる。

第三首「又次韻二守同訪新居」⁽⁸¹⁾の題下注は

墨跡云「軾謹次韻南圭文之二太守同過白鶴新居之什、伏望採覽」。後云「請一呈文之便毀之、切告切告」。

墨蹟には「軾 謹みて南圭・文之二太守の同に白鶴新居を過ぎらるるの什に次韻す、伏して採覽せられんことを望む」と題されている。後には「一たび文之に呈すれば便ち之を毀たんことを請う、切に告ぐ切に告ぐ」と題されている。

と述べており、第二首の場合と同じく、墨蹟の詩には尊敬表現からなる題が附されていたこと、他人には見せずに焚き棄ててほしいと頼んでいたことがわかる。

第四首「循守臨行、出小鬢、復用前韻」⁽⁸²⁾の題下注は

墨蹟云「蒙示二十一日別文之後佳句、戲用元韻記別時事為一笑」。後題云「雖為戲笑、亦告不示人也」。

墨蹟には「二十一日 文之に別るるの後の佳句を示すを蒙り、戯れに元韻を用いて別時の事を記し一笑と為さんことを請う」と題されていた。詩の末尾には「戯れの作とはいえ、他人にはお示しになりませぬよう」と題されていた。

と述べており、やはり墨蹟のテキストでは尊敬表現からなる詳しい題が附されていたこと、末尾には他人には見せないでほしいという注意が書き添えられていたことがわかる。

以上、方子容と周彦質との間で交わされた詩の墨蹟は、言論統制下にあつて蘇軾が「避言」に努めていたことを伝えてくれる。第四首に関する施宿の注は、墨蹟に関する一連の記述を受けて「毎詩皆丁寧切至、勿以示人。蓋公平生以文字招謗踏禍、慮患益深。然海南之役、竟不免焉。吁可歎哉(いずれの詩にも極めて懇ろに、他人には見せるなど注意している。先生は日頃、文章によって誹謗され災厄を被つたため、畏れることますます深くしたのである。しかし結局は海南島への貶謫は免れなかった。ああ、嘆かわしいことだ)」というコメントを附している。まさに施宿の述べる通り、これらのテキストからは、蘇軾の「謗を招き禍を踏む」こと、すなわち言論弾圧に対する怖れがよく伝わってくる。この種の発言は、墨蹟という私的な圏域の中で交換される私的なテキストであるからこそ可能となつた発言である。⁽⁸³⁾

振り返ってみれば、本稿でこれまでに挙げた「尺牘」の類にも同様の発言は数多く見られた。この尺牘というテキストもまた、もともと公表を前提としない、私的な性格の強いテキストと言える。伝統的に中国文人の文集には、この種のテキストは収められなかった。文集に収められるテキストは、文人が社会に問い歴史にのこすためのテキストであり、自ずと公的な性格が強いテキストである。それに對して尺牘は私的な性格が強く、したがつて文集に収めるにはふさわしくないと見なされていたのであろう。尺牘が文集の分類として確固たる位置を占めるようになるのは南宋に至つてからであり、北宋ではまだその段階には達しておらず、親しい友人間の私的な圏域のなかを流通するにとどまつたと考えられる。蘇軾の文集の場合も、蘇軾が自らの手で編纂した『東坡集』や子の蘇過らが編纂した(したがって蘇軾自身の編纂方針がある程度反映する)『東坡後集』には、「書」という分類はあるが「尺牘」という分類は設けられていない。蘇軾の文集に一

定数の尺牘がまとまった形で収録されるのは『東坡外集』⁽⁸⁴⁾など南宋に編まれた文集に至ってからであると推測される。

いま述べたように私的な性格が強いテキストである尺牘は、親密な友との秘やかな交信手段として大いに活用されていた。そして、それらがしばしば詩のテキスト（詩稿）とセットでやりとりされていたことは、これまでに挙げた例からも窺われる。ここでは更に別の例を読んでみたい。以下に挙げるのは、尺牘の本文のなかに詩のテキストが直接書き込まれている例である。例えば、元豊四年（一〇八二）、貶謫先の黄州にあつて王鞏に与えた「与王定国四十一首」⁽⁸⁵⁾其一四には

耕荒田詩有云「家童燒枯草、走報暗井出。一飽未敢期、瓢飲已可必」。又有云「刮毛龜背上、何日得成氈」。此句可以發万里一笑也。故以填此空紙。

荒田を耕すことをうたつた拙詩に「家童 枯草を焼き、走りて報ず 暗井出ずと。一飽 未だ敢えて期せざるも、瓢飲 已に必むべし」という句があります。また「毛を刮る 龜背の上、何れの日にか氈を成すを得ん」という句があります。万里を越えてお笑いぐさとできましよう。そこで、あまつた紙の埋め草とする次第です。

とあつて、尺牘のなかに蘇軾の書いた詩「東坡八首」⁽⁸⁶⁾の詩句の一部が書き込まれている。同じく元豊四年、判官の彦正（未詳）に与えた「与彦正判官一首」⁽⁸⁷⁾には

試以一偈問之。「若言琴上有琴声、放在匣中何不鳴。若言声在指頭上、何不於君指上聽」。録以奉呈、以發千里一笑也。

試みにひとつの偈をご覧いただきましよう。「若し琴上に琴声有りと言わば、放きて匣中に在らしむるに何ぞ鳴らざる。若し声は指頭の上に在りと言わば、何ぞ君の指上に聴かざる」。ここに書き記して差しあげます。千里を越えてのお笑いぐさまでに。

とあつて、「琴詩」⁽⁸⁸⁾全篇が書き込まれている。また、建中靖国元年（一一〇二）、北帰の途上に黄寔に与えた「与黄師是五首」⁽⁸⁹⁾其一には

有詩録呈。「簾卷窓穿戸不扃、隙塵風葉任縱橫。幽人睡足誰呼覺、欹枕床前有月明」。一笑、一笑。

詩を作りましたので、ここに書いて送らせていただきます。「簾卷かれ窓穿たれて戸扃ざされず、隙塵 風葉 縦横たるに任す。幽人 睡り足れば誰か呼び覚まさん、欹枕 床前 月明有り」。どうかお笑ください。

とあつて七言絶句「無題」⁽⁹⁰⁾が書き込まれている。こうして尺牘のなかに書き込まれた詩の多くは、後に詩集が編まれる際には詩篇として尺牘から切り離され、独立したテキストとして

扱われてゆく。ただし、作品の性格によって扱いは異なり、すべてが当初の段階から詩集に収められたわけではない。右に挙げた尺牘のなかの詩三篇について言えば、最初の「東坡八首」は蘇軾自編の『東坡集』（巻二二）に収められる。蘇軾自身が作品としての価値を高く認めていたことが窺われる。その後、南宋に編まれた『集注分類東坡先生詩』（旧王本巻四・新王本巻二四）や『施注蘇詩』（巻一九）などにも収められる。次の「琴詩」は、『東坡集』には収められない。『集注分類東坡先生詩』は旧王本には収められず、新王本（巻三〇）に収められる。『施注蘇詩』には収められない（清代編の補遺巻には収められる）。おそらく当初は独立した詩としての価値を認められず詩集から漏れていたものが、後に蘇軾詩の輯佚作業が進められてゆく過程で、右の尺牘のなかから拾いあげられていったのであろう。南宋期に編まれた『東坡外集（重編東坡先生外集）』（巻六）に「題沈琴」と題して、明代に編まれた『東坡続集』（巻二）に「琴詩」と題して収められる。最後の「無題」詩は、南宋や明代に編まれた諸本いずれにも収められず、清代に至って初めて右の尺牘のなかから拾いあげられ、査慎行編『蘇詩補注』（巻四八・補遺）や馮応榴編『蘇文忠公詩合注』（巻五〇・補編）に収められる。「琴詩」と「無題」の二篇は、尺牘のなかに書き込まれる形でかろうじて世に伝わった作品と言える。

同じく尺牘の本文に詩が書き込まれた例として、「答范純夫十一首」其一一⁽⁹¹⁾を読んでみたい。紹聖四年（一〇九七）の春閏三月五日、惠州にあって范祖禹に与えた尺牘である。冒頭と末尾の部分を挙げよう。

丁丑二月十四日、白鶴峰新居成、自嘉祐寺遷入。詠淵明「時運」詩曰「斯晨斯夕、言息其廬」、似為余發也。長子邁与予別三年、携諸孫万里遠至。老朽憂患之餘、不能無欣然、乃次其韻。……丁丑閏三月五日。多難畏人、此詩慎勿示人也。

丁丑（紹聖四年）の二月十四日、白鶴峰の新居が完成し、嘉祐寺から移ってきました。陶淵明の「時運」詩には「斯^これ晨^{あした} 斯^これ夕、言^{こと}に其の廬^{いしよ}に息^いう（朝に夕べに我が庵^{いかり}に憩^いう）」とありますが、まるでわたしのために詠じてくれたようです。長男の邁とは別れて三年になりますが、孫たちをつれて万里の果てを訪ねてきてくれました。苦難のなか老いさらばえた身としては、喜ばずにはいられません。そこで、陶淵明の詩に次韻いたしました。……丁丑閏三月五日。苦難多く人を畏れております。この詩は、どうか人にはお示しになりませぬよう。

紹聖四年二月、惠州の白鶴峰に新居を建てた蘇軾は、貶謫の身でありながらもしばし平穏な暮らしをかなえる。かかる暮らしを陶淵明「時運」詩の言葉に重ねて味わう蘇軾は、当該の陶淵明詩に次韻する。右の尺牘で引用を省略した箇所には、陶淵明の詩に次韻した「和陶時

運⁽⁹²⁾の全文がそのまま書き込まれている。本詩は、もとは蘇軾晩年に（もしくは没後間もなく）編まれたと考えられる『和陶詩集』に収められ、南宋期には『施注蘇詩』巻四一・追和陶淵明詩などに収められて伝わる。ここで注目されるのは、その詩について蘇軾が、尺牘の末尾に「此の詩 慎みて人に示す勿かれ」と述べていることである。尺牘が「秘密のテキスト」としての詩を運び伝える媒体メディアの役割を果していたことを如実に物語る例と言えよう。⁽⁹⁴⁾

以上、本章に見てきたテキストは、いずれも私的圏域のなかで、極く親しい友たちとの間で書かれ、そして読まれていたものである。通常であれば、それらは世に伝わらず、散佚してしまっただであろう。そうであるにも関わらず、数多くが後世に伝わったのは、文人としての蘇軾に対する評価が極めて高く、周囲の者が時には危険を冒して彼の作品の草稿を記録、あるいは保存したからであろう。かかる私的なテキストがこれほど数多く伝存したのは、蘇軾以前にはほとんど例を見ない。この点に、中国の文学テキストの歴史において蘇軾のそれが占める画期的な位置を認めることができる。

四 「附会」「醞釀」「羅織」「箋注」——言論統制下のテキスト解釈

これまで見てきたように、蘇軾は「避言」につとめ、自らの作品を親しい知友との私的な圏域のなかに留め置こうとしていた。にもかかわらず、蘇軾の作品は当局の眼に触れ、結果として朝廷を「誹謗」「譏諷」「謗訕」「譏罵」したと見なされ、告発の対象となった。烏台詩禍において告発の対象となったのは、第一には元豊二年（一〇七九）に書かれた「湖州謝上表」⁽⁹⁵⁾であるが、それを除けば他はすべて詩をはじめとする文学的な作品である。⁽⁹⁶⁾朋九萬編『烏台詩案』には、それら個々の作品に如何なる「譏諷」の意図が込められているか、蘇軾自身の供述内容が記録されている。その記録を見ると、中には「附会（こじつけ）」に近いような解釈も含まれている。御史台の取調官に強迫されて、やむを得ず心にも無い意図を供述した可能性も否定できない。黄州貶謫を解かれ、中央に復帰していた元祐三年（一〇八八）に書かれた「乞郡劄子」⁽⁹⁷⁾には、烏台詩禍を振り返って述べた一節があり、そこには

臣屢論事、未蒙施行、乃復作為詩文、寓物托諷、庶幾流傳上達、感悟聖意、而李定・舒亶・何正臣三人、因此言臣誹謗、臣遂得罪。然猶有近似者、以諷諫為誹謗也。

わたしはしばしば政策を論じた意見書を奉りましたが、採用していただけませんでした。そこでわたしは詩文を作り、諷諫の意を事物に託し、朝廷へとお伝えして聖上をお諭ししたいと願ったのです。ところが、李定・舒亶・何正臣の三人は、これによってわたしが誹謗をしていると告発しました。その結果、わたしはついに罪を得ることとなりました。(諷諫と誹謗との間に) 似通っていて紛らわしいところもあるがゆえに、諷諫が誹謗と見なされてしまったのでしよう。

とある。あくまでも詩文の「寓物託諷」によって「諷諫」を企図したこと、しかしそれが台諫により思いがけず「誹謗」と解されてしまったことが述べられる。このように蘇軾の詩文は作者自身の想定を越えた形での解釈を加えられてしまったのだ。ただし、一方で蘇軾自身は「猶お近似せる者有り」と述べているように、そのように解釈されるのも全く理由が無いわけではなく、ある意味ではやむを得ないこととして受け入れていたようだ。

蘇軾の詩には、正式な告発対象とはならないまでも朝廷誹謗の意図を読み取れる作品(右の割子の語を用いて言えば「近似」するところのある作品)が少なくなく、烏台詩禍に際してはそれらに対して露骨な攻撃も行われていたと考えられる。その一例として、葉夢得『石林詩話』巻上に見える、蘇軾の詩の解釈をめぐる神宗皇帝と宰相王珪とのやりとりを記した次の記事を挙げておこう。

元豊間、蘇子瞻繫大理獄。神宗本無意深罪子瞻、時相進呈、忽言「蘇軾於陛下有不臣意」。神宗改容曰「軾固有罪、然於朕不応至是、卿何以知之」。時相因拳軾檜詩「根到九泉無曲處、世間惟有螿龍知」之句、对曰「陛下飛龍在天、軾以為不知己、而求之地下之螿龍、非不臣而何」。神宗曰「詩人之詞、安可如此論。彼自詠檜、何預朕事」。時相語塞。⁽⁹⁸⁾

元豊の時、蘇軾(字子瞻)は大理(御史台)の獄に繋がれた。神宗はもともと蘇軾を重く処罰するつもりはなかったが、時の宰相(王珪)は「蘇軾には陛下に対する謀反の意図があります」と進言した。それを聞くと神宗は顔色を変えて言った。「蘇軾に罪があるのは確かだが、わたしに対してそのような意図まで抱いてはいまい。何故それがわかるのか」。宰相は檜をうたった蘇軾の詩の「根は九泉に到るも曲がる処無し、世間 惟だ螿龍の知る有り」という句を挙げて言った。「陛下は天を飛ぶ龍とも言うべき存在です。蘇軾はその陛下に自分を理解してもらえないと思ひこみ、あろうことか地底に潜む龍に理解者となつてもらおうとしています。これが謀反でなくて何だというのでしょうか」。神宗は言った。「詩人の書いた言葉をそのように捉えてはいけません。この句は単に檜を詠じたただけであつて、わたしには何の関係もない」。宰相は返す言葉を失った。

ここで問題とされた蘇軾の詩は「王復秀才所居双楹二首」其二⁽⁹⁹⁾、『烏台詩案』の告発対象とはならなかった作である。その言葉を読む限りは、単に楹をうたっただけの詩であるが、王珪は取えてそこに「不臣」の意を読み取るうとしたのだ。結果的に、王珪の解釈は神宗によって否定される。神宗からすれば、王珪の解釈は附会に過ぎなかったのである。

烏台詩禍以降の蘇軾は、自らの詩文に対して附会に基づく弾圧を加えられることをつねに怖れていた。例えば、元豊六年（一〇八三）、黄州で書かれた尺牘「与陳朝請」其二⁽¹⁰⁰⁾（前掲）には

某自竄逐以来、不復作诗与文字。所论四望起废、固宿志所愿、但多难畏人、遂不敢尔。其中雖無所云、而好事者巧以醞釀、便生出無窮事也。切望憐察。

わたしは放逐されてから、詩や書を書いておりません。お便りによれば周りの方々がわたしの復帰を希望されているとのこと、それはもとより願うところですが、しかし苦難多く人を畏れるが故に、あえてそうせずにあります。何か書くと、そこに何も含むところが無くても、事を好む者は巧みに話をふくらませて、途方もないことを作りあげてしまうのです。どうかお察しく下さい。

とあって、「醞釀」に対する怖れが述べられている。「醞釀」とは、作品に関して根拠も無く、自分に都合の良い勝手な解釈を加えること。一種の附会と言っている。

蘇軾の怖れは、不幸にもその後間もなく実現することとなる。例えば、元祐三年（一〇八八）三月、地方官への転出を願った「乞罷学士除閑慢差遣劄子」⁽¹⁰¹⁾には

及蒙擢为学士後、便为朱光庭・王巖叟・賈易・韓川・趙挺之等攻撃不已、以至羅織語言、巧加醞釀、謂之誹謗。

選ばれて翰林学士にしていたから、朱光庭・王巖叟・賈易・韓川・趙挺之らのわたしへの攻撃はやむことなく、ついにわたしの書いたものに言葉巧みに濡れ衣を着せ、いのように話をでっちあげ、誹謗の言と見なしたのです。

とある。これは、元祐元年および二年に「策題之謗」による弾劾を受けての転出願い。そのなかで、自らが提出した策題に関して敵対者たちが「醞釀」に基づく解釈を加えて「誹謗」の意図を読み取ったことが述べられる。同じく元祐三年の十月に書かれた「乞郡劄子」^(前掲)には、自らが起草した制勅のなかの文言の一部を趙挺之・賈易らによって神宗に対する「誹謗」と見なされ弾劾されたことについて「是以白為黒、以西為東、殊無近似者（是れ白を以て黒と為し、西を以て東と為し、殊に近似するところの者無し）」——まるで「白」を「黒」、「西」を「東」

と見なすようなもので、「近似」すなわち多少なりとも真実に近いところがあればいいが、それさえ全く無いと述べている。このように荒唐無稽なこじつけの解釈を加えることが「醞釀」である。また、この「乞罷学士除閑慢差遣劄子」には「醞釀」と並ぶ形で「羅織」という言葉も見える。「羅織」とは、讒言すなわち根も葉もないこじつけに基づいて批判すること、それによって無実の罪に陥れること。「醞釀」と方向性を同じくする語。「織羅」とも言う。前掲の「復次韻謝趙景貺陳履常見和、兼簡歐陽叔弼兄弟」詩に『詩経』小雅・巷伯を踏まえて「兇輩工織紋（兇輩 紋を織るに工なり）」と述べていたが、この「織紋」と同義の語である。

右と同様の発言は、この他にも数多く見られる。その代表的なものを幾つか挙げてみよう。例えば、元祐六年（一〇九二）五月、朝廷に召還された後にふたたび地方官への転出を請う「杭州召還乞郡状」⁽¹⁰⁾には、

臣縁此懼禍乞出、連三任外補。而先帝眷臣不衰、時因賀謝表章、即对左右称道。党人疑臣復用、而李定・何正臣・舒亶三人、構造飛語、醞釀百端、必欲致臣於死。……窃伏思念、自忝禁近、三年之間、台諫言臣者數四、只因發策草麻、羅織語言、以為謗訕。本無疑似、白加誣執。其間曖昧諂愬、陛下察其無実而不降出者、又不知其幾何矣。

（熙寧年間）わたしはこれ（新法党の攻撃）により災厄に遇うのを恐れ、三度続けて外任を乞いました。しかるに先帝のわたしへの恩愛は変わることなく、当時奉ったわたしの謝表についても、周囲の方々に前にも誉め称えてくださいました。すると新法党人はわたしがふたたび任用されるのではないかと疑いました。そして、李定・何正臣・舒亶の三人が流言飛語を作りあげ、あることないことでもつちあげ、わたしを必ず死に至らしめようとしたのです。……窃ひそかに思いますに、わたしが（元祐年間に）禁中に侍ることをかたじけなくした三年の間、台諫はわたしを数度告発しました。わたしが策題を策定し詔勅を起草すると、言葉巧みに濡れ衣を着せ、誹謗の言だとしたのです。そもそも疑念を抱かせるようなところは全く無いにもかかわらず、無実の罪をでっちあげたのです。曖昧な告発でしたから、陛下がその無実を明察され、処分の命を下されなかったこと、幾度であったかわからないほどです。

同年七月の「再乞郡劄子」⁽¹⁰⁾には

臣未請杭州以前、言官数人造作謗議、皆言屢有章疏言臣。二聖曲庇、不肯降出。臣尋有奏状、乞賜施行、遂蒙付外。考其所言、皆是羅織、以無為有。

わたしが杭州転出を乞う以前、言事官数名は誹謗の説をなし、わたしを弾劾する文書が数多く提出されたとはいふらしめました。し

かしお二人の陛下（睿宗・宣仁太后）は、わたしを庇って処分を下されませんでした。わたしはその後まもなく、文書を奉って外任の命を乞い、ついにお認めいただきました。彼らの言うことを考えますに、すべてはでつちあげ、無を有と言いくるめるようなものです。とある。いずれも、熙寧および元祐年間の筆禍事案を振り返って、それらが「醜釀」「羅織」による策動であったと述べている。

また、元祐八年（一〇九三）、監察御史の黄慶基から潁州知事時代の所業や制勅の文言を弾劾されたことに対する反論を述べた「辨黄慶基彈劾劄子」⁽¹⁰⁴⁾には

今慶基乃反指以為誹謗指斥、不亦矯誣之甚乎。其餘所言李之純・蘇頌・劉誼・唐義問等告詞、皆是慶基文致附会、以成臣罪。只如其間有「劳来安集」四字、便云是厲王之乱。若一一似此羅織人言、則天下之人、更不敢開口動筆矣。孔子作「孝経」曰「如臨深淵、如履薄氷」、此幽王之詩也。不知孔子誹謗指斥何人乎。此風萌於朱光庭、盛於趙挺之、而極於賈易。今慶基復宗師之。臣恐陰中之害、漸不可長、非独為臣而言也。

いま黄慶基はわたしが先帝（神宗）を誹謗していると指弾しますが、偽りも甚だしい限りです。ほかに李之純・蘇頌・劉誼・唐義問らに関するわたしの告詞（外制）についても、すべて黄慶基のこじつけであり、わたしを罪に陥れようとするものです。例えば、「劳来安集（民を招いて安らげる）」の四字が含まれていることで、わたしが（熙寧・元豊の世を）厲王の乱世に見立てているとしていますが、このように人の発言にいちいち濡れ衣を着せていけば、天下の人は二度と口を開かず筆を執らなくなるでしょう。孔子は『孝経』に「深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如し」と言っています。これは幽王の世を詠じた詩の一節ですが、孔子はいったい誰を誹謗しているというのでしょうか。こうしたやり方は、朱光庭に始まり、趙挺之が盛んに行い、そして賈易に至って極まりました。いま黄慶基もまたそれに学ぼうとしています。わたしが怖れるのは中傷の害悪です。それがこれ以上はびこることがなければいいと思います。ただ我が身のことだけを考えて申しあげるのではないのです。

とあって、黄慶基の弾劾は「附会」に基づく「羅織」であると述べている。

蘇軾の言論を弾圧・攻撃しようと企てた者たちは、「醜釀」「羅織」「附会」のために具体的には如何なる方法を使ったのだろうか。北宋後期の言論弾圧における「醜釀」「羅織」「附会」について考えるうえで特に注目されるのは「箋注」「箋釈」すなわち注釈である。この点について、まずは「車蓋亭詩案」を例に挙げて見てみよう。車蓋亭詩案は、元祐四年（一〇八九）に発生した詩禍事案。新法党の重

臣で元豊年間に宰相を務めた蔡確（一〇三七—一〇九三）は、旧法党が復権すると報復を受け貶謫される。しかし、彼の災厄はそこで終わらなかった。貶謫先で書いた「車蓋亭絶句」が、朝廷を「譏謗」したとして呉处厚による告発を受け、更に僻地へと貶謫された。このとき、呉处厚は蔡確の詩に「箋积」を附して朝廷に提出し、告発の根拠としたのである。⁽¹⁰⁶⁾

ここに言う「箋积」とは、蔡確「車蓋亭絶句」に込められた表現意図についての解釈を書き記したものであるが、その解釈は今日の我々の眼から見れば「醞釀」「羅織」「附会」にも等しい。蔡確自身もまた、当然ながらそのように考えていた。この事案に際して蔡確が朝廷に提出した弁明書には、呉处厚の「箋积」について

公事罷後、休息其上、耳目所接、偶有小詩数首、並無一句一字輒及時事、亦無遷謫不足之意、其辞淺近、読便可曉。不謂臣僚却於詩外多方箋积、横見誣罔、謂有微意。如此、則是凡人開口落筆、雖不及某事、而皆可以某事罪之曰「有微意」也。⁽¹⁰⁶⁾

（「車蓋亭絶句」は）公務を終えた後、そこ（車蓋亭）で休息した際に、耳目にふれたものをたまたま数首の小詩に詠じたものであり、一字一句とて時の政治に言い及んだものはありませんし、遷謫への不満を訴えたものもありません。その言葉は平易で、読めばすぐにわかります。ところが思いも寄らぬことに、同僚が詩の本文を越えてさまざまな注釈を加え、でたらめにでつちあげ、聖上に対して含むところありとこじつけたのです。このようなことがまかり通るならば、およそ人が口を開き筆を下ろせば、何事かについて何も言い及んでいないのに、その何事かに関する罪をかぶせて「言葉に含むところあり」と言えてしまうではありませんか。

とあり、「車蓋亭絶句」には朝廷誹謗の意図など全く無いにもかかわらず「箋积」によって「微意有り」と見なされ陥れられたと訴えている。この車蓋亭詩案に先立って、蘇軾もまた自身の作品に「箋注」「箋积」を附されることへの怖れを述べている。例えば、烏台詩禍の直後、元豊三年（一〇八〇）に書かれた「黄州与人五首」其二には⁽¹⁰⁷⁾

示諭「燕子楼記」、某於公契義如此、豈復有所惜。况得託附老兄与此勝境、豈非不肖之幸。但困躓之甚、出口落筆、為見憎者所箋注。兒子自京師歸、言之詳矣。意謂不如牢閉口、莫把筆、庶幾免矣。雖託云向前所作、好事者豈論前後。即異日稍出災厄、不甚為人所憎、当為公作耳。

「燕子楼の記」を書けとの仰せ、かくも厚いご交誼を賜わる身としては、書いて差しあげるのを惜しむものではありません。まして貴殿とその景勝の地に身を置くことができたのは、わたしの幸いとするところなのですから。しかしながら、このたびのつまずき

はとてもひどいもので、口を開き筆を執ると、わたしを憎む者たちから注釈を付け加えられてしまったのです。倅せがれが都から帰り、そのことを詳しく語ってくれました。思いますに、堅く口を閉ざし筆を執らず、何とかして災厄を避けるに越したことはないのです。昔の作を書くのは問題ないとおっしゃいますが、事を好む者たちは昔も今もおかまいなしです。いつの日か災厄を逃れ、あまり人に憎まれなくなりましたら、必ずや貴殿のために書いて差しあげようと思います。

とあって、弾圧を避けるために「閉口」につとめていたことを述べる。なぜ「閉口」につとめるのか、その理由として蘇軾は、いったん詩文を世に問うてしまえば、自分を憎む者がそれに「箋注」を附して攻撃の材料にするかもしれないから、と述べている。

また、翌元豊四年に書かれた「与滕達道（滕元発）五首」其二には

自得罪以来、不敢作詩文字。近有成都僧惟簡者、本一族兄、甚有道行、堅来要作経蔵碑、却之不可。遂与变格都作迦語、貴無可箋注。今録本拜呈、欲求公真迹作十大字、以耀碑首。

罪を得て以来、文章は書こうとしておりません。近ごろ、成都の僧惟簡（宝月）、わたくしの族兄で仏道に勤しむ者ですが、彼が経蔵の碑文を書いてほしいと求めてきて、断つても受け入れてもらえません。とうとう破格の文体で仏道の語を用いた文章を書くことにしました。そうすれば注釈を附けられずすむと望んでのことです。いま書き写して差しあげます。貴殿の文字で十文字を書し、碑文を飾っていただきたく存じます。

とあって、「箋注」を附して攻撃されるのを避けるために、あえて仏教の言葉を用いて碑文を書いたと述べている。蘇軾は「与滕達道六十八首」其一五(109)にも「但得罪以来、未嘗敢作文字。『経蔵記』皆迦語、想醞釀無由、故敢出之（罪を得て以来、文章は書こうとしておりません。『経蔵記』は皆な仏教の語で書いておりますので、罪をでっちあげようとしても無駄でしょう。だから表に出すことにしたのです）」と述べるように、仏教に関連する著述であれば「醞釀」を逃れられると考えていたようだ。(110)

実際に当時、蘇軾の烏台詩禍をめぐっては次のような話も伝わっていた。『統資治通鑑長編』元豊二年十二月庚申條が引く王銍（一一二六年前後在世）『元祐補録』には

沈括集云、括素与蘇軾同在館閣、軾論事与时異、補外。括察訪兩浙、陸辭、神宗語括曰「蘇軾通判杭州、卿其善遇之」。括至杭、与軾論旧、求手録近詩一通、帰則籤帖以進云「詞皆訕懟」。軾聞之、復寄詩。劉恕戲曰「不憂進了也」。其後、李定・舒亶論軾詩置獄、

実本於括云。元祐中、軾知杭州、括閑廢在潤、往来迎謁恭甚。軾益薄其為人。

沈括の文集には次のようにある。沈括はかつて蘇軾とともに館閣につとめていた。蘇軾は、時の政策を論じて周り意見が異なったため、外任を命じられた。沈括が兩浙の察訪使として転出する際、神宗に辞去の挨拶をするため参内した。神宗は沈括に「蘇軾が杭州で通判をしているから、よろしく接遇してやってほしい」と言った。沈括は杭州に着くと、蘇軾と昔のことを語り合った。そして蘇軾の近作の詩一卷を求めた。沈括は朝廷に帰ると附箋とともにそれを進呈して「詩の言葉はどれも陛下を誹謗したものです」と言った。蘇軾はそれを聞くと、ふたたび沈括に詩を送った。劉恕は戯れて「献上されるのを怖れていないのか」と言った。その後、李定・舒亶らが蘇軾の詩を材料にして告発し投獄したが（烏台詩禍、それは実は沈括の考えに基づいていたのだという。元祐年間、蘇軾は杭州の知事となった。そのとき沈括は左遷されて潤州にあったが、蘇軾とのつきあいにおいては極めて恭々しい態度をとった。蘇軾はその人となりをますます蔑んだ。

とあって、沈括（一〇三一―九五）が蘇軾の杭州通判時代の詩に「籤帖」を附して提出し、「訕謗」の意図があると告発したことが述べられる。「籤帖」とは、文書に添付するメモ書きの類。これも一種の「箋注」と見なしていいだろう。この話が事実か否かは不明であるが、事実であるとすれば、車蓋亭詩案よりも早く「箋注」による「羅織」が行われた事例と言える。

この他にも、事実か否かは不明であるが、張耒（一〇五四―一一一四）『明道雜志』（『字海類編』本）には、蘇軾に関する次のような話も見える。蘇惠州嘗以作詩下獄。自黃州再起、遂遍歷侍從。而作詩每為不知者咀味、以為有譏訕、而實不然也。出守錢塘、來別潞公。公曰「願君至杭少作詩、恐為不相喜者誣謗」。再三言之。臨別上馬笑曰「若還興也、但有箋云」。時有吳處厚者、取蔡安州詩作注、蔡安州遂遇禍、故有「箋云」之戲。「興也」、蓋取毛・鄭・孫詩分六義者。

惠州安置の蘇軾はかつて詩によって獄に繋がれたが、黃州貶謫から復帰すると、侍從の職を歴任した。詩を作るたびに、事情を解さぬ者たちによって言外の意を深読みされ、誹謗の意ありと疑われたが、実際はそのような意図は含んでいなかったのだ。錢塘に（杭州知事として）赴く際に、文彦博に別れの挨拶をしたとき、文彦博は「杭州に行つてからは詩を作るのはやめたほうがいい。あなたを喜ばぬ者に罪を着せられるかもしれないから」と、再三にわたつて念を押して言った。蘇軾は別れる際に馬上から笑つて言った。「もし、またしても『興』の詩ができたなら、『箋に云う』と宣う注釈が作られるだけのことです」と。当時、吳處厚なる者が、蔡確の詩

に注を付け、それによって蔡確は詩禍（車蓋亭詩案）に遭った。だから「箋に云う」うんぬんという冗談が出たのだ。「興」というのは、毛氏、鄭玄、孫毓らの言う詩の六義から来ているのだろう。

元祐四年（一〇八八）、蘇軾が杭州知事として転出するに際して、文彦博（一〇〇六一—一〇九七）が「願わくは君 杭に至りては詩を作るを少なくせよ、恐らくは相い喜ばざる者に誣謗せられん」と忠告すると、蘇軾は笑って「若し還た興あるや、但だ箋に云う有るのみ」——もし詩を作って「興」の表現に寓意を込めたとしても誰かが注釈を作って「箋に云う……」などと言うだけのことだ、と応じたという（箋云）は経典の註釈に常用の定型句。この蘇軾の発言は、蔡確の車蓋亭詩案を踏まえたものとなっている。当時、「箋注」による「羅織」が横行するようになっていたことを反映する記事と言えるかもしれない。⁽¹¹²⁾

右に述べてきたように、北宋中後期にあつては一種の言論弾圧状況が生み出されており、そのなかで文学テキストをめぐる解釈上の附会が横行していた。かかる附会の解釈を避けるために蘇軾は、本稿に見てきたような「避言」に務めていたのである。

結びに代えて——「廋詞」

最後に、蘇軾の創作活動における「避言」に関連して、一篇の詩の言葉を読んでみたい。蘇軾の盟友の一人に王鞏がいる。烏台詩禍に際しては、蘇軾に連座してやはり南方に流罪となった。蘇軾は黄州貶謫期に、その王鞏と詩をやりとりしていた。罪人同士の詩のやりとりなのだから、当然ながら内密な形でやりとりされたものだろう。例えば、元豊五年（一〇八三）、蘇軾は王鞏から送られた詩に唱和した「次韻和王鞏六首」を書いている。同詩の其五は次のようにうたっている。⁽¹¹³⁾

平生我亦輕餘子 平生 我亦亦た餘子を軽んず

晚歳人誰念此翁 晚歳 人誰か此の翁を念わん

巧語屢曾遭惹苴 巧語 屢ば皆て惹苴に遭い

廋詞聊復託芎藭 廋詞 聊か復た芎藭に託せん

子還可責同元亮 子は還た責むべきこと元亮に同じく

妻却差賢勝敬通 妻は却つて差や賢きこと敬通に勝る

若问我貧天所賦 若し我が貧を問わば天の賦する所なり

不因遷謫始囊空 遷謫に因りて始めて囊空しからず

首聯は、自分がかつて周りの者を軽んじていたが、今は誰にも相手にされぬと嘆く。頸聯は、自らの家族について戯れを込めて言う。陶淵明（字元亮）と同じく出来の悪い子供には悩まされるが、妻は馮衍（字敬通）の妻に比べると聞き分けがよい、と。尾聯は、自分の貧窮は天の定め、黄州に貶謫されたから貧しくなったわけではなく、もともと貧しかったのだ、とユーモアを込めて自らの苦境を達観する。親しい友に向けて、人生の感慨が率直に述べられている。黄州時代の蘇軾の人生観がよくあらわれた作と言えるが、ここで注目したいのは頷聯の言葉である。

頷聯は、概ね次のように言う。工夫を凝らした表現を下心ありと疑われて誹謗されたので、言葉を秘めやかにして真意を隠そう、と。前句の「蕙苴に遭う」とは、讒言に遭うこと。後漢の將軍馬援の故事を用いる。馬援は、南方に遠征した際に蕙苴（稲科の植物）の実を「瘴氣」を払うための薬として服用しており、都に帰還するときに車に載せて持ち帰ったが、それを見た人々から「明珠文犀」を持ち帰ったと嫉まれ、誹謗された（『後漢書』卷二四・馬援伝）。これは烏台詩禍を踏まえての言葉であろう。そうだとすれば、御史台の告発を讒言・誹謗と見なしたものであり、貶謫された者の発言としては極めて不穩当であり、ふたたび罪を問われかねない危険な発言と言わねばならぬ（『烏台詩案』において蘇軾は罪を認めていたが、本心では必ずしも認めていなかったと考えられる。この詩句にも、そのような蘇軾の本音があらわれているよう）。

一方、後句の「芎藭に託す」とは、隠語を用いて婉曲な表現をすること。『春秋左氏伝』宣公十二年に基づく。「芎藭」は「鞠窮」に同じ。『左伝』には、戦鬪の最中に申叔展が還無社に向かつて「麦麴」「山鞠窮」の有無を問う場面が述べられる。杜預の注によると、いずれも「禦湿」すなわち水の冷たさを防ぐための薬である。申叔展は還無社を冷たい泥水の中に逃がそうとして、これらの語を用いて問うた。戦鬪中であるが故に、敢えてこの種の隠語を用いたのである。ここで蘇軾は、かかる隠語を使用することを指して「度詞（詞を度す）すなわちメツセージの意図を隠蔽すると言っている。

「度詞（辭）」の語は、古くは『国語』晋語五に「有秦客度辞於朝、大夫莫之能对也（秦客の朝に辞を度す有り、大夫 之に能く対する莫し）」とある。韋昭の注は「度、隠也。謂以隱伏詭譎之言問於朝也（度は隠也。隱伏詭譎の言を以て朝に問うを謂うなり）」と説明する。直接的な表現を避け、

敢えて婉曲で秘めやかな表現、言い換えれば親しい仲間以外には理解不可能な表現を採ること、それがすなわち「度詞」である。「度詞」とは、権力による言論の弾圧をかくぐるため、言い換えれば「附会」「醗醸」「羅織」「箋注」とそれに基づく讒言・誹謗を回避するための方法であり、いわゆる「避言」の具体的な実践形態のひとつと考えていい。権力との軋轢・衝突の中を生き、烏台詩禍という言論弾圧を受けた詩人蘇軾が、権力による弾圧を回避するために編み出した方法が「度詞」であった。「度詞」こそは、蘇軾の作詩行為における「避言」を端的に象徴する語と言っていいたいだろう。

ただし、この「度詞」は一筋縄では理解し尽くせない複雑な面を有しているように思われる。例えば、次のような疑問がただちに生じてこよう。果たして文学テキストは「度詞」によって言論の統制・弾圧を回避し得るのだろうか。むしろ「度詞」こそが「附会」「醗醸」「羅織」「箋注」を招き寄せるのではないか、等々と。あるいは、次のような根本的な疑問も生じてくるかもしれない。そもそも「度詞」とはメッセージの意図の隠蔽を目的とするものであったのだろうか、と。蘇軾の創作活動において「度詞」の方法は、具体的にはどのように実践され、どのような作品を生み出したのか。また、それは中国の言論・創作活動の歴史全体なかでどのような位置を占めるのか。更に考察を深めてゆく必要がある。

注

- (1) 大阪大学中国学会『中国研究集刊』光号（総六二号）、二〇一六年、頁一一一七。
- (2) 『范文正公集』、『四部叢刊』本、卷八。
- (3) 以下、『論語』とその古注の引用は『論語注疏』（十三経注疏）本、嘉慶十三年重刊宋本、中文出版社影印、一九七一年）による。
- (4) 烏台詩禍をはじめとする蘇軾の詩禍については、沈松勤『北宋文人与党争（増訂版）』（人民出版社、二〇〇四年、初版は一九八八年）、蕭慶偉『北宋新旧党争与文学』（人民文学出版社、二〇〇二年）、内山精也『蘇軾詩研究』（研文出版、二〇一〇年）、涂美雲『北宋党争与文禍、学禁之関係研究』（万卷楼圖書股份有限公司、二〇一二年）などを参照。
- (5) 劉卓英点校『宋稗類鈔』書目文獻出版社、一九八五年、卷一・君範、頁一。このほか『三朝北盟会編』（上海古籍出版社影印、一九八七年、卷九八）にも「藝祖有約蔵於太廟、誓不誅大臣、言有違者不祥、相襲未嘗輒易」とある。

- (6) 『楽全先生文集』、『北京図書館古籍珍本叢刊』八九、書目文獻出版社影印、一九八八年、卷二六。
- (7) 馬永卿輯・王崇慶解『元城語録解』（惜陰軒叢書）本、卷下）によると、張方平は息子の張恕に命じて「論蘇内翰」を朝廷に提出させようとしたが、結果として張恕は罪を恐れて提出しなかったという。ちなみに、この一件について劉安世（号元城）は、張方平の文書の蘇軾の弁護の仕方は不適切であり、もしそれが提出された場合は、却って禍を招いたであろうと述べている。では、どのような言葉を述べて弁護すれば良かったかと問われた劉安世は「本朝未嘗殺士大夫。今乃開端、則是殺士大夫自陛下始、而後世子孫因而殺賢士大夫、必援陛下以為例」と言え、神宗は自己の名譽を守ろうとして蘇軾の命を救っただろうと述べる。ここに「殺士大夫」という語が用いられるのは、太祖の遺訓が意識されていたかもしれない。
- (8) 『統資治通鑑長編』中華書局、一九八五年、卷二〇、頁五一〇六。
- (9) 『宋史』中華書局、一九七七年、卷三二二、頁一〇三三六。
- (10) 馮應榴輯注、黃任軻・朱懷春校点『蘇軾詩集合注』上海古籍出版社、二〇〇一年、卷六、頁二二五。張志烈・馬德富・周裕鎔主編『蘇軾全集校注』河北人民出版社、二〇〇一年、第一冊、詩集卷六、頁五〇五。
- (11) 嵇康「与山巨源絶交書」（『文選』卷四三）に「阮嗣宗口不論人過」とある。
- (12) 『蘇軾詩集合注』卷一、頁五〇六。『蘇軾全集校注』第二冊、詩集卷一、頁一〇五一。
- (13) 『蘇軾詩集合注』卷一四、頁六六三。『蘇軾全集校注』第三冊、詩集卷一四、頁一四一一。
- (14) 『蘇軾詩集合注』卷一、頁五〇〇。『蘇軾全集校注』第二冊、詩集卷一三、頁一三二二。なお、本詩の制作時期については諸説ある。『蘇軾詩集合注』は熙寧六年の作とするが、ここでは施宿「東坡先生年譜」や小川環樹・山本和義『蘇東坡詩集』第三冊（筑摩書房、一九八六年、頁一七八）などの説に従って熙寧九年の作としたい。『蘇軾全集校注』は熙寧八年の作とする。
- (15) 朱翌『猗覺寮雜記』（『知不足齋叢書』本、卷二）は、本詩の頸聯について「坡平生以語言得禍故、畏之如此」と述べる。
- (16) 『蘇軾詩集合注』卷一五、頁七一四。『蘇軾全集校注』第三冊、詩集卷一五、頁一四九七。
- (17) 『蘇軾詩集合注』卷一五、頁七五五。『蘇軾全集校注』第三冊、詩集卷一五、頁一六一三。
- (18) 『蘇軾詩集合注』卷一六、頁七七〇。『蘇軾全集校注』第三冊、詩集卷一六、頁一六五六。

- (19) 馬其昶校注、馬茂元整理『韓昌黎文集校注』上海古籍出版社、一九九八年、卷三、頁二二七。
- (20) 『西台集』、『文淵閣四庫全書』本、卷八。孔凡礼『蘇軾年譜』（中華書局、一九九八年、頁一九四）は、熙寧三年前後の作とする。
- (21) 何文煥輯『歷代詩話』本、中華書局、一九八一年、卷中、頁四一七。文同が蘇軾に詩を送って忠告したことは、ほかに羅大経『鶴林玉露』乙編卷四、王応麟『困学紀聞』卷一八などにも見える。
- (22) 『蘇軾詩集合注』卷一九、頁九七七。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集卷一九、頁二一〇八。
- (23) 『蘇軾詩集合注』卷二〇、頁九九四。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集卷二〇、頁二一五〇。
- (24) 黄州貶謫期におけるこの種の発言については、注4所掲書のほか、劉昭明『蘇軾与章惇關係考——兼論相關詩文与史事』第五章「章惇救助、寛慰蘇軾」（新文豊出版公司、二〇〇一年、頁三三五―三二二）などを参照。
- (25) 孔凡礼点校『蘇軾文集』中華書局、一九八六年、卷四九、頁一四二一。『蘇軾全集校注』第一六冊、文集卷四九、頁五二六九。以下、書簡の題中に見える名宛人が字等で表記されている場合は、諱を括弧に入れて附す（未詳の場合を除く）。
- (26) 『蘇軾文集』卷五二、頁一五三五。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五二、頁五七五三。
- (27) 『蘇軾文集』卷四九、頁一四三二。『蘇軾全集校注』第一六冊、文集卷四九、頁五三四四。
- (28) 『蘇軾文集』卷五七、頁一七三四。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五七、頁六三四七。
- (29) 『蘇軾文集』卷五一、頁一五〇〇。『蘇軾全集校注』第一六冊、文集卷五一、頁五六一七。
- (30) 『蘇軾文集』卷五七、頁一七〇九。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五七、頁六二八一。
- (31) 『蘇軾文集』卷五五、頁一六六四。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五五、頁六一六五。「小詩五絶」は「南堂五首」（『蘇軾詩集合注』卷二二、頁一一一六。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集卷二二、頁二四四三）。
- (32) 『蘇軾文集』佚文集編卷二、頁二四五五。『蘇軾全集校注』第二〇冊、佚文集編卷二、頁八五五七。「欽之」は未詳。「此賦」は「赤壁賦」（『蘇軾文集』卷一、頁五。『蘇軾全集校注』第一〇冊、文集卷一、頁二七）。なお、本テキストはもとほ蘇軾自筆の「前赤壁賦」（故宫博物院蔵）の末尾に附されていたもの。「蘇軾文集」佚文集編では「尺牘」の部に収められるが、「題跋」と見なすこともできよう。
- (33) 『蘇軾文集』卷五七、頁一七一三。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五七、頁六二九〇。

- (34) 『蘇軾文集』 卷五七、頁一七三二。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五七、頁六三三九。「先文哀詞」は「蘇世美哀詞」(『蘇軾文集』 卷六三、頁一九六四。『蘇軾全集校注』 第一八冊、文集卷六三、頁七〇八〇)。
- (35) 『蘇軾文集』 卷五八、頁一七四五。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五八、頁六三七四。
- (36) 『宋史』 卷三四四、頁一〇九三八。
- (37) 『蘇軾詩集合注』 卷二五、頁一二七九。『蘇軾全集校注』 第四冊、詩集卷二五、頁二八三四。
- (38) 『蘇軾文集』 卷三三、頁九三五。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷三三、頁三四二一。
- (39) 『蘇軾文集』 卷三三、頁九三七。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷三三、頁三四二五。
- (40) 『蘇軾文集』 卷五二、頁一五二六。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五二、頁五七一六。
- (41) 『蘇軾文集』 卷五六、頁一六八一。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五六、頁六二〇八。
- (42) 『蘇軾文集』 卷五八、頁一七七五。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五八、頁六四四八。
- (43) 『蘇軾文集』 卷五三、頁一五五三。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五三、頁五八二一。「詩八首」は「次韻定慧欽長老見寄八首并引」(『蘇軾詩集合注』 卷三九、頁二〇〇〇。『蘇軾全集校注』 第七冊、詩集卷三九、頁四五四六)。なお本書簡は、この後に続けて「今録呈濟明、可為寫於旧居、亦掛劍徐君之墓也」と述べる。蘇軾は、かつて焚き棄てた詩をあらためて錢世雄に送り、守欽の旧居に書きつけて友情の証しとしたいと望んだのである。
- (44) 『蘇軾文集』 卷五四、頁一五九四。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五四、頁五九六八。
- (45) 『蘇軾文集』 卷五四、頁一五九七。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五四、頁五九七五。
- (46) 元祐七年、揚州にての作「和陶飲酒二十首」(『蘇軾詩集合注』 卷三五、頁一七七八。『蘇軾全集校注』 第六冊、詩集卷三五、頁三九七四)を指す。
- (47) 『蘇軾文集』 卷五四、頁一五九九。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五四、頁五九八二。文中に述べる「二詩」は「追錢正輔表兄至博羅賦詩為別」(『蘇軾詩集合注』 卷三九、頁二〇二〇。『蘇軾全集校注』 第七冊、詩集卷三九、頁四五二八)および「再用前韻」(『蘇軾詩集合注』 卷三九、頁二〇二二。『蘇軾全集校注』 第七冊、詩集卷三九、頁四五三二)。

- (48) 『蘇軾文集』 卷五四、頁一六〇四。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五四、頁五九九九。文中に述べる「一詩」は紹聖元年の作「碧落洞」（『蘇軾詩集合注』 卷三八、頁一九五〇）。『蘇軾全集校注』 第七冊、詩集卷三八、頁四四〇五。
- (49) 『蘇軾文集』 卷五四、頁一六〇五。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五四、第六〇〇二。文中に述べる蘇軾の唱和詩は「次韻程正輔遊碧落洞」（『蘇軾詩集合注』 卷三九、頁二〇一七）。『蘇軾全集校注』 第七冊、詩集卷三九、頁四五八〇。
- (50) 『蘇軾文集』 卷五四、頁一六一六。『蘇軾全集校注』 第一七、文集卷五四、頁六〇三八。文中に述べる詩は「江月五首」（『蘇軾詩集合注』 卷三九、頁二〇三九。『蘇軾全集校注』 第七冊、詩集卷三九、頁四六一〇）。
- (51) 惠州時代の蘇軾の「避言」については、注4所掲書のほか楊子怡「小心避禍而又謹慎為義——論蘇軾寓惠期間的心態及作為」（『湛江師範學院學報』 第二七卷第二期、二〇〇六年、頁三一—三七）などを参照。
- (52) 『蘇軾詩集合注』 卷三四、頁一六九六。『蘇軾全集校注』 第六冊、詩集卷三四、頁三七四二。
- (53) 『蘇軾詩集合注』 卷三四、頁一七〇七。『蘇軾全集校注』 第六冊、詩集卷三四、頁三七六二。
- (54) 王瑞采点校『鶴林玉露』 中華書局、一九八三年、乙編卷四、頁一八八。同様の記事は、王応麟『困学紀聞』 卷一八にも見える。なお郭祥正の詩は、一説では「移合浦郭功甫見寄」（『蘇軾詩集合注』 卷四八、頁二三八〇。『蘇軾全集校注』 第八冊、詩集卷五〇、頁五七五八）と題する蘇軾の作。
- (55) 『蘇軾文集』 卷六一、頁一八五九。『蘇軾全集校注』 第一八冊、文集卷六一、頁六七〇五。
- (56) 『蘇軾文集』 卷四九、頁一四二八。『蘇軾全集校注』 第二六冊、文集卷四九、頁五三三五。
- (57) 『蘇軾文集』 卷五五、頁一六六三。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五五、頁六一六三。文中に述べる「和一首」は「和蔡景繁海州石室」（『蘇軾詩集合注』 卷二二、頁一一三〇。『蘇軾全集校注』 第四冊、詩集卷二二、頁一四七四）。
- (58) 『蘇軾詩集合注』 卷二二、頁一〇五〇。『蘇軾全集校注』 第四冊、詩集卷二二、頁二二八二。
- (59) 『蘇軾文集』 卷六六、頁二〇六九。『蘇軾全集校注』 第二九冊、文集卷六六、頁七四二二。
- (60) 加えて蘇軾は「密州通判序題名記」（『蘇軾文集』 卷一一、頁三七六。『蘇軾全集校注』 第二一冊、文集卷一一、頁一一八九）に「余性不慎語言、與人無親疎、輒輸写肺腑、有所不尽、如茹物不下、必吐出乃已」、また「思堂紀」（『蘇軾文集』 卷一一、頁三六三。『蘇軾全集校注』 第二一冊、

文集卷一一、頁一一四七）に「發於心而衝於口、吐之則逆人、茹之則逆余、以為寧逆人也、故卒吐」と述べるように、胸中の思いを口にせず秘めておくことを苦痛に感ずるタイプの人物であった。

(61) 『蘇軾詩集合注』卷二五、頁二二五一。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集卷二五、頁二七六〇。

(62) 錢仲聯集釋『韓昌黎詩繫年集釋』上海古籍出版社、一九八四年、卷六、頁七〇一。

(63) 末句について『集注分類東坡先生詩』卷二二が引く程綬注は「蝦蟹善發疼癢之疾」と説明する（新王本卷一四には無し）。

(64) 同様の苦しみと喜びを述べた例として、蘇軾の罪に連座した蘇轍は、元豊五年に陳師仲から詩を送られたのに答えた書簡「答徐州陳師仲書二首」其二（曾棗莊・馬德富校点『欒城集』上海古籍出版社、一九八七年、卷二二、頁四九一）に「子瞻既已得罪、轍亦不復作詩。然今世士大夫、亦自不喜為詩、以詩名世者、蓋無幾人、間有作者、尤足貴也。故僕每得其所為、輒諷咏終日、譬如新病暗人、口不復歌、聞有歌者、猶能手足舞蹈、以自慰釈。足下尚能以五百篇見惠耶。苟有以慰我、不必矜自口出也」と述べている。

(65) 『蘇軾詩集合注』卷三二、頁一五五四。『蘇軾全集校注』第五冊、詩集卷三二、頁三四三四。

(66) 『蘇軾詩集合注』卷三二、頁一五六二。『蘇軾全集校注』第五冊、詩集卷三二、頁三四四九。

(67) 『蘇軾文集』卷五四、頁一五九二。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五四、頁五九六三。

(68) 『蘇軾文集』卷四九、頁一四二九。『蘇軾全集校注』第一六冊、文集卷四九、頁五三三〇。

(69) 曾棗莊「蘇軾著述生前編刻情況考略」（同氏『三蘇研究』巴蜀書社、一九九九年、頁二二五―二四〇、初出は『中華文史論叢』一九八四年第四期）などを参照。

(70) 宋代は、書物の形態が写本から刊本へと移行しつつあった時代である。常識的には、写本から刊本への移行は、草稿の存在意義を減ずる方向にあって働くかに予想される。草稿は、刊本よりも写本との間に親近性を持つテキストであるからである。宋以後も含めて全体的に見れば、事態はそのような方向で動いたと見ていいだろう。しかし、宋代に限って言えば事態は逆であり、刊本の普及はむしろ人々に草稿というテキストに目を向けさせる作用を果たしたと考えられる。

(71) 『東洋史研究』第六八卷第一号、二〇〇九年、頁三四一―六九。

(72) 『集刊東洋学』第一〇〇号、二〇〇八年、頁一八二―二〇五。

- (73) 『文学』第一一巻第五号、岩波書店、二〇一〇年、頁一七三―一八七。
- (74) 任淵注、黄宝華点校『山谷詩集注』上海古籍出版社、二〇〇三年、卷三、頁六八。
- (75) 『山谷詩集注』卷三、頁六七。
- (76) 『蘇軾詩集合注』卷二八、頁一三九六。『蘇軾全集校注』第五冊、詩集卷二八、頁三〇七六。
- (77) 曹清華校点『山谷年譜』、呉洪沢・尹波主編『宋人年譜叢刊』第五冊、四川大学出版社、二〇〇三年、卷一九、頁三〇四二。
- (78) 『蘇軾詩集合注』卷四〇、頁二〇九五。『蘇軾全集校注』第七冊、詩集卷四〇、頁四八一六。以下、四首の施注の引用は、鄭騫・嚴一萍編校『増補足本施願注蘇詩』（藝文印書館、一九八〇年、卷三七）による。
- (79) 『蘇軾詩集合注』卷四〇、頁二〇九六。『蘇軾全集校注』第七冊、詩集卷四〇、頁四八一七。なお、この注文には続けて「集本与後詩相連、題云『次韵二守同訪新居』。以墨蹟觀之、非也。今析題為二」などと述べる。文中に述べる「新居」とは、紹聖四年二月、惠州の白鶴峰に建てた新居。
- (80) 実際に、方・周両氏に対して本詩を贈呈した際には、このように敬語表現からなる題が附されていただろう。それが集本として整理される過程で、現行のような簡潔でニュートラルな表現へと変わっていったのであろう。同様の現象は、前掲拙論に述べたように、私的なテキストである墨蹟・石本が公的なテキストである集本へと移行する過程で広く見られる。
- (81) 『蘇軾詩集合注』卷四〇、頁二〇九七。『蘇軾全集校注』第七冊、詩集卷四〇、頁四八一九。なお、墨蹟冒頭の二字「軾謹」を『合注』本では「□□」（未詳字）とする。
- (82) 『蘇軾詩集合注』卷四〇、頁二〇九八。『蘇軾全集校注』第七冊、詩集卷四〇、頁四八二二。『合注』では、注文の冒頭は「石刻云『請一呈文之便毀之、切告切告。蒙示廿一日……』」に作っており、衍文などの混乱が含まれている。
- (83) ちなみに、明の呉寛「跋東坡墨蹟」（『家藏集』、『四庫全書』本、卷五一）は「予嘗見東坡所書九歌于吳中。今復從憲副夏公見此、筆意尤覺老硬。然東坡所為倦倦於正則者、疑皆在黃惠瓊儋時書。觀者必能會此意於紙墨間也。而其後歲月氏名皆不著、豈常所謂多難畏人者耶」——蘇軾の墨蹟に蘇軾の署名や制作の日付などが書かれていないのは、他人に読まれることを怖れたからだと述べる。墨蹟が私的なテキストであることを的確に捉えた言葉と言えよう。

- (84) 南宋編『東坡外集』の重刻本である明・毛九苞編『重編東坡先生外集』（四庫全書存目叢書）本、齊魯書社、一九九七年、集部・第一一冊）には卷六三から卷八一に至る十九卷が「小簡」すなわち尺牘に充てられる。その後、明代に編まれた『東坡統集』（成化年間刊『東坡七集』本）には四卷が、清の道光年間に刊行された『東坡集』（眉州三蘇祠堂刊『三蘇全集』本）には十二卷が尺牘に充てられるなど、蘇軾の文集に尺牘の占める位置は確かなものとなってゆく。なお、これらの文集とは別に尺牘を数多く含む書簡の専集も比較的早い段階から編まれており、例えば『東坡先生往還尺牘』十卷（上海図書館蔵元刻本、北京図書館出版社影印、二〇〇五年）、『東坡先生翰墨尺牘』八卷（『紛欣閣叢書』本）など、南宋の坊刻本に淵源すると推測される書簡専集が現存する。
- (85) 『蘇軾文集』巻五二、頁一五二一。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集巻五二、頁五六九八。なお、本書簡は「与王定国」其二三の「空紙」に書かれたと考えられる。
- (86) 『蘇軾詩集合注』巻二二、頁一〇三九。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集巻二二、頁二二四二。書簡に書かれる詩との間に若干の字句の異同有り。
- (87) 『蘇軾文集』巻五七、頁一七二九。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集巻五七、頁六三三二。
- (88) 『蘇軾詩集合注』巻二一、頁一一〇三。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集巻二一、頁二二六九。底本の詩題は「武昌主簿吳亮君采携其友人沈君十二琴之説与高齋先生空同子之文太平頌以示予。……」という長文からなる。
- (89) 『蘇軾文集』巻五七、頁一七四二。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集巻五七、頁六三六七。
- (90) 『蘇軾詩集合注』巻五〇、頁二四七二。『蘇軾全集校注』第八冊、詩集巻四八、頁五五六九。
- (91) 『蘇軾文集』巻五〇、頁一四五七。『蘇軾全集校注』第一六冊、文集巻五〇、頁五四四五。なお、明・毛九苞編『重編東坡先生外集』（四庫全書存目叢書）本、齊魯書社、一九九七年、集部・第一一冊、巻四六、頁三二九）では「録詩寄范純夫」と題する題跋として収める。本尺牘が実質的には「和陶時運四首」に附属する題跋であると判断しての処理である。
- (92) 『蘇軾詩集合注』巻四〇、頁一〇九三。『蘇軾全集校注』第七冊、詩集巻四〇、頁四八一二。書簡に書かれる詩との間に若干の字句の異同有り。
- (93) 和陶詩の引用の後には范祖禹との交遊の思い出などに関する記述が続くが、本章の趣旨に関わらないため引用および説明を割愛する。
- (94) この尺牘の前段は、蘇軾の詩集ではほぼそのままの形で「和陶時運」詩の序となっている。私的なテキストである尺牘の言葉が、公的なテキストである詩集所収詩の序文へと転じていった軌跡をここには見ることが出来る。

- (95) 『蘇軾文集』 卷三三、頁六五三。『蘇軾全集校注』 第一三冊、文集卷三三、頁二五七七。
- (96) これらに先だつて蘇軾は新法政策を批判する奏議を提出しているが、それらは直接には告発の対象とならなかった。例えば、熙寧二年（二〇六九）に上奏した「諫買浙燈狀」（『蘇軾文集』 卷二五、頁七二六。『蘇軾全集校注』 第一三冊、文集卷二五、頁二八六一）、「上神宗皇帝書」（『蘇軾文集』 卷二五、頁七二九。『蘇軾全集校注』 第一三冊、文集卷二五、頁二八七〇）、「再上皇帝書」（『蘇軾文集』 卷二五、頁七四八。『蘇軾全集校注』 第一三冊、文集卷二五、頁二九四三）など。これらは官僚としての意見を表明する公式の文書であり、そこでの批判は正當な行為と見なされたために告発対象とはならなかったと考えられる。
- (97) 『蘇軾文集』 卷二九、頁八二七。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷二九、頁三二二三。
- (98) 何文煥輯『歷代詩話』 本、卷上、頁四一〇。
- (99) 『蘇軾詩集合注』 卷八、頁三九一。『蘇軾全集校注』 第二冊、詩集卷八、頁八二四。
- (100) 『蘇軾文集』 卷五七、頁一七〇九。『蘇軾全集校注』 第一七冊、文集卷五七、頁六二八一。
- (101) 『蘇軾文集』 卷二八、頁八一六。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷二八、頁三一八九。
- (102) 『蘇軾文集』 卷三二、頁九一一。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷三二、頁三三七四。
- (103) 『蘇軾文集』 卷三三、頁九三〇。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷三三、頁三四〇八。
- (104) 『蘇軾文集』 卷三六、頁一〇一四。『蘇軾全集校注』 第一四冊、文集卷三六、頁三三七四。なお「李之純・蘇頌・劉誼・唐義問等告詞」は、それぞれ「李之純可集賢殿修撰河北都轉運使」（『蘇軾文集』 卷三九、頁一一一一。『蘇軾全集校注』 第一〇冊、文集卷三九、頁三九一三）、「蘇頌刑部尚書」（『蘇軾文集』 卷三九、頁一一〇八。『蘇軾全集校注』 第一〇冊、文集卷三九、頁三九〇三）、「劉誼知韶州」（『蘇軾文集』 卷三九、頁一一〇〇。『蘇軾全集校注』 第一〇冊、文集卷三九、頁三八六六）、「顧臨直龍圖閣河東轉運使唐義問河北轉運副使」（『蘇軾文集』 卷三九、頁一一〇五。『蘇軾全集校注』 第一〇冊、文集卷三九、頁三八九〇）。「勞來安集」は、もと『詩経』小雅・鴻雁の序に見える語であり、厲王の乱世を次代の宣王が治世へと導いたことを言う。右掲の「李之純可集賢殿修撰河北都轉運使制」はそれを用いる。「如臨深淵、如履薄氷」は『詩経』小雅・小旻の詩句。小旻は、毛詩序によれば幽王を諷刺する詩。
- (105) 「車蓋亭詩案」について、詳しくは注4所掲書および金中樞「宋代學術思想研究」第六章「車蓋亭詩案研究」（幼獅文化事業公司、一九八九年、

頁三四五—四二四)を参照。

- (106) 『続資治通鑑長編』卷四二六、元祐四年五月戊寅條、頁一〇三〇一。
- (107) 『蘇軾文集』卷六〇、頁一八四六。『蘇軾全集校注』第一八冊、文集卷六〇、頁六六六四。
- (108) 『蘇軾文集』佚文集編卷三、頁二四七三。『蘇軾全集校注』第二〇冊、佚文集編卷三、頁八五八六。
- (109) 『蘇軾文集』卷五一、頁一四八〇。『蘇軾全集校注』第二六冊、文集卷五一、頁五五二四。
- (110) 同じことは、蘇軾「与王佐才(王定民)二首」其一(『蘇軾文集』卷五七、頁一七一五。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五七、頁六二九六)に「近来絶不作文、如懺贊引・藏經碑、皆專爲仏教、以爲無嫌、故偶作之、其他無一字也」、「与程彝仲六首」其六(『蘇軾文集』卷五八、頁一七五二。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五八、頁六三九一)に「但多難畏人、不復作文字、惟時作僧仏語耳」と述べるのにも言える。また「与鄭靖老(鄭嘉会)四首」其二(『蘇軾文集』卷五六、頁一六七五。『蘇軾全集校注』第一七冊、文集卷五六、頁六一九二)に「衆妙堂記一本、寄上。本不欲作、適有此夢、夢中語皆有妙理、皆笑云爾、僕不更一字也。不欲隱没之、又皆養生事、無可醞釀者、故出之」と述べるように、養生術関連の著述にも当てはまる。これらは逆に、仏教や養生に関するテキストと異なって、文学的なテキストが「醞釀」を招く危険なテキストであったことを物語っている。
- (111) 『続資治通鑑長編』卷三〇一、頁七三三二六。
- (112) ここでの「興」は『詩経』の注釈を踏まえたものとされているが、本稿で問題にした「箋注」や「附会」が宋代の『詩経』解釈学史のなかでどのような意味を有するのか、極めて興味深い問題である。
- (113) 『蘇軾詩集合注』卷二二、頁一〇六六。『蘇軾全集校注』第四冊、詩集卷二二、頁三三九二。
- (114) 上海師範大学古籍整理組校点『国語』上海古籍出版社、一九七八年、卷一一、頁四〇一。

【附記】本稿は中国語版の拙論「言論統制下の文学文本——以蘇軾詩歌創作爲中心」(『復旦学報(社会科学版)』二〇一六年第四期、頁二一—七)を増補改訂したものである。本稿の補編として別に拙論「テキストと秘密——言論統制下の文学テキスト・餘説」(宋代詩文研究会『橄欖』第二〇号、二〇一六年、頁四〇—七二)がある。

言論統制下的文學文本：論蘇軾的文學創作活動

淺見洋二

在古代中國，知識分子的言論常與國家統制權力發生衝突，以《論語》為代表的儒家經典提出了衝突發生時的“避言”策略。蘇軾在當時遭遇“烏臺詩案”，他的大半生都面臨著如何處理自我言論與國家權力之間關係的問題，其詩歌更是多在言論統制下創作的。蘇軾有意識地在公眾場合抑制以詩歌為首的言論創作活動，但私下裏卻反復地互贈書簡及詩歌，形成了私密的文本圈域，帶來了文學文本型態的多樣化。文本在他人接受過程中，由於各種原因，會被曲解附會，甚至成為羅織罪名的依據，蘇軾不得利用“度詞”來避諱，這可以看作對儒家“避言”策略的繼承，也形成了中國古代文學文本獨特的私密圈域。